

資料編

目 次

国の報告、通知

(衆議院憲法調査会)

○憲法第 56 条第 1 項の「出席」の概念について 1

(総務省)

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における
議会の委員会の開催方法について (令和 2 年 4 月 30 日) 2
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における
議会の委員会の開催方法に関する Q & A について (令和 2 年 7 月 16 日) . . . 4

都道府県議会におけるオンライン委員会条例

- 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 3 年 10 月 15 日) . . . 16
- 東京都議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 2 年 10 月 2 日) 18
- 茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 2 年 9 月 17 日) 19
- 栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 4 年 3 月 23 日) 20
- 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程 (令和 3 年 3 月 5 日) 22
- 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 2 年 6 月 23 日) 23
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 3 年 7 月 13 日) 25
- 愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 2 年 10 月 14 日) 27
- 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 2 年 11 月 20 日) 29
- 静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 3 年 3 月 3 日) 31
- 大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の
一部を改正する条例 (令和 2 年 5 月 29 日) 33
- 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 3 年 3 月 25 日) 36
- 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 4 年 2 月 22 日) 37
- 大分県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 4 年 3 月 30 日) 39
- 長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 3 年 3 月 26 日) 40
- 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例 (令和 2 年 6 月 29 日) 42

質問主意書

- 地方議会の委員会のオンライン出席に関する質問主意書
(令和2年5月20日、29日) 43

国会における地方議会のオンライン委員会等に関する議論

- 参議院総務委員会 (令和2年4月30日) 50
- 参議院本会議 (令和2年6月5日) 51
- 衆議院内閣委員会 (令和2年11月11日) 52
- 衆議院内閣委員会 (令和3年3月12日) 53
- 参議院内閣委員会 (令和3年4月22日) 56
- 衆議院予算委員会 (令和4年1月28日) 57
- 衆議院予算委員会 (令和4年2月7日) 59
- 衆議院総務委員会 (令和4年2月8日) 60

- 国民の地方議会・議員に関する意識調査について 63

憲法第56条第1項の「出席」の概念について

衆議院憲法審査会

国会は、国の唯一の立法機関であるとともに全国民を代表する国権の最高機関であり、いかなる事態においても、その機能を果たすことが求められている。

憲法審査会においては、「新型コロナウイルス感染症がまん延し、国会議員が議場に集まれなくなる、開会も議決もできない」という、いわゆる緊急事態等が発生した場合の国会機能の維持の一環として、憲法第56条第1項の「出席」の概念について議論を行った。

まず、令和4年2月10日の討議においてテーマが抽出され、同月17日には衆議院法制局から論点説明を受けた上で集中討議を実施し、同月24日に学識専門家2人に対する参考人質疑を行った上で、3月3日には総括的な討議を実施するなど丁寧な議論を行ったところである。

この一連の討議において、委員から様々な意見が述べられたが、その意見の大勢は次のようなものであった。

- 1 憲法第56条第1項の「出席」は、原則的には物理的な出席と解すべきではあるが、国の唯一の立法機関であり、かつ、全国民を代表する国権の最高機関としての機能を維持するため、いわゆる緊急事態が発生した場合等においてどうしても本会議の開催が必要と認められるときは、その機能に着目して、例外的にいわゆる「オンラインによる出席」も含まれると解釈することができる。
- 2 その根拠については、憲法によって各議院に付与されている議院自律権を援用することができる。

以上、本審査会における憲法第56条第1項の「出席」の概念に関する議論の大勢について報告する。

総行行第 1 1 7 号
令和 2 年 4 月 3 0 日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

】 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の
開催方法について

今般、新型コロナウイルス感染症への対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令され、各種のまん延防止策がとられているところです。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）においては、議会の委員会に関し、法に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定めることとされており（法第 109 条第 9 項）、普通地方公共団体の議会においては、条例の規定に基づき、委員会の適切な運用に取り組まれているものと承知しています。

この度、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について問い合わせがありましたので、参考のためお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

問 新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をいわゆるオンライン会議により開催することは差し支えないか。

答 議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手

の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。

なお、法第 113 条及び法第 116 条第 1 項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されているので、念のため申し添える。

総行行第180号
令和2年7月16日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

】 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の
開催方法に関するQ&Aについて

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総行行第117号総務省自治行政局行政課長通知)を発出したところですが、今般、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の各事務局から質問のあったことについて、Q&Aを作成しましたので、送付いたします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における 議会の委員会の開催方法に関するQ&A

令和2年7月16日

1 基本的な考え方について

項目	質問要旨	回答
<p>基本的な考え方</p>	<p>1 通知の基本的な考え方についてご教示いただきたい。特に、本会議と委員会とで扱いが異なる理由は何か。</p>	<p>【1について】</p> <p>○ 今回の通知は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンラインによる方法を活用した委員会の開催を検討する地方公共団体があり、その実施の可否について、地方公共団体等から問い合わせがあったことから、以下のとおり、検討を行い、発出したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議については、地方自治法第113条及び第116条において定足数及び表決について規定されている。これらの規定における「出席」とは、現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められない。 ・ 本会議における審議及び議決は、団体の意思の決定に直接関わる行為であり、議員の意思表明は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があることなどから、オンラインによる方法を活用して本会議を開催することは、慎重に考える必要があると考えている。 ・ 委員会については、定足数や表決に関する事項は、条例で定めることとされている。 ・ 委員会についても、団体の意思を決定する過程にお

		<p>いて重要な役割を果たしている点は、本会議と同様であり、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本であると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、本会議における表決は団体意思を決定する行為であるのに対し、委員会は本会議における審議の予備的審査を行うものであり、地方自治法の規定よりも異なる（条例で定めることとされている）ことから、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」において、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えないことを示したものである。
	<p>2 新型コロナウイルス感染症対策以外の場面における委員会への出席のあり方についてはどう考えればよいか。</p>	<p>【2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の通知で示した「委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」とは、一般の新型コロナウイルス感染症対策のように、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものである。 ○ 上記以外の場合の出席のあり方については、現在、実施が検討されている新型コロナウイルス感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や運営上の工夫などもよく踏まえた上で考えていくべき課題であると認識している。

	<p>3 通知では、関係例規の改正の必要性を指摘しているが、改正方法として各例規の本則の改正を想定しているのか、それとも新型コロナウイルス対策に限定していることを考慮して、特例条例、特例会議規則の制定を想定しているのか。</p>	<p>【3について】</p> <p>○ 改正の形式については、ご指摘のいずれの方法も考えられるところであり、各団体において、それぞれの現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、適切に判断していただきたい。</p>
--	--	--

2 議事の公開の要請への配慮について

項目	質問要旨	回答
議事の公開の要請への配慮	<p>1 議事の公開の要請への配慮に関して、具体的にどのような取組をすることが考えられるか。</p> <p>2 インターネット上で議事の様子を視聴できるようにしている場合における議事妨害に対する対処法として、視聴者の視線を遮断する方法が考えられるが、このような方法によることで良いか。</p>	<p>【1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議事の公開の要請への配慮については、傍聴の機会の確保のほか、例えば、インターネット上での議事動画の公開などの取組が考えられる。 ○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場においても、委員会の様子を住民が見聞することができるよう環境を十分に確保すべきものと考えられる。 <p>【2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議事妨害に対する対処法としては、例えば、インターネット上での議事の視聴を許可制とし、妨害があった場合は許可を取り消すこととした上で、技術的にはご指摘の方法によることなどが考えられる。

3 議員の本人確認について

項目	質問要旨	回答
議員の本人確認	<p>1 委員の本人確認をはじめ、オンラインによる「出席」が有効に成立しているかを判断する具体的な要件として、①当該委員の音声の確認できること、②画面上に当該委員が映っていることが考えられるが、この理解で良いか。</p> <p>また、音声は確認できるが画面に映っていない委員、他者と一緒に映っている委員は、本人確認ができない又は審査に無関係な者が同席していることから、欠席又は「出席していない」とみなすものと考えるが、この理解で良いか。</p> <p>2 オンラインによる方法を活用した委員会を開催する場合、円滑な議事運営の観点から、例えば、正副委員長、事務局は委員会室に参集して、他の委員はオンラインで参加するといった運営を行うことはできるか。</p> <p>3 オンラインによる方法を活用した委員会を開催する場合、密集を避ける観点から、例えば、半数の委員は委員会室に参集し、半数の委員はオンラインで参加するといった運営を行うことはできるか。</p>	<p>【1について】</p> <p>○ 前段については、各議会において、なりすましが生じない対策を選択していただく必要がある。ご指摘の方法のほか、例えば、オンラインによる方法を活用する際に委員固有の ID・パスワードによるログインを必要とすることなども考えられるが、委員の本人確認については、最終的には議事整理に関する事項であり、委員長において適切に確認されるべきものと考えている。</p> <p>○ 後段についても、ご指摘のように整理することも考えられるが、委員の本人確認については、最終的には委員長において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>【2、3について】</p> <p>○ ご質問のような対応を取ることも考えられる。</p>

	<p>4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催の決定は、基本的には委員長の権限と解して良いか。また、委員からのオンラインによる方法を活用した委員会の開催の請求は、地方自治法の開議請求と同様に、会議規則又は委員会条例に規定すれば可能と考えるが、この理解で良いか。</p>	<p>【4について】</p> <p>○ 委員会の開催にあたって、オンラインによる方法を活用することの可否を委員長の権限とすることは考えられるものである。その手続きについては、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p>
--	---	--

4 自由な意思表明の確保について

項目	質問要旨	回答
自由な意思表明の確保	<p>1 表決における「出席者」の確定方法として、委員会成立の判断の場合と同様、①当該委員の音声を確認できること、②画面上に当該委員が映っていることにより、オンラインによる「出席」が有効に成立していると考えますが、この理解で良いか。</p> <p>2 前項に関連して、自由な意思表明の確保として、オンラインによる方法を活用する委員が現にいる場所には委員以外の者を入れない(障害者である委員の介助者であらかじめ委員会、議会の許可を得た者などは除く)ことを会議規則又は委員会条例に規定する必要があると考えますが、この理解で良いか。</p> <p>3 委員の賛否の表明とこれを判断する方法として、投票による表決や選挙は、記名・無記名に係る問題があるため、現実的に困難と考えるが、この理解で良いか。</p> <p>よって、現状、表決については、簡易又は起立(挙手)表決のいずれかを、選挙については指名推選のみを選択せざるを得ないと考えるが、この理解で良いか。</p> <p>この場合、画面に異議なしの音声、起立(挙手)の映像が確認されることにより可否を判断する</p>	<p>【1について】</p> <p>○ 3の1と同様、委員長において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>【2について】</p> <p>○ 委員以外の者が委員と同じ場所にいることを認めるかどうかについては様々なケースが想定されることであり、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>【3について】</p> <p>○ 投票による表決や選挙については、ご指摘のとおり困難であると考えている。オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合の表決の方法については、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>○ 賛否の確認については、ご指摘の方法により確認することも考えられるが、委員長において適切に確認されるべきものと考えている。</p>

	<p>ことになると考えるが、この理解で良いか。</p> <p>4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催については、これに適合的な議事と不適合な議事が存在することが考えられる。よって、各議会において、オンラインによる方法を活用して開催する委員会において扱う議事を会議規則又は委員会条例に規定する必要があると考えるが、この理解で良いか。</p> <p>5 秘密会は、その性質上、オンラインによる方法を活用した開催には適さないと考えるが、この理解で良いか。</p>	<p>【4について】</p> <p>○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合の議事の取扱いについては、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>【5について】</p> <p>○ 第三者が容易に委員会の様子を閲覧しうる環境の下で秘密会を開催することは適当ではないと考ええるが、いずれにしても、オンラインによる方法を活用して秘密会を開催することを認めるかどうかについては、秘密会の開催に必要な環境が確保されているかなどの観点から、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p>
--	--	--

5 情報セキュリティ対策について

項目	質問要旨	回答
情報セキュリティ対策	<p>1 情報セキュリティ対策を求めているが、具体的に、どのような事案に対して、どのようなセキュリティ対策が必要と考えているか。</p>	<p>【1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティに関しては様々なリスクが想定しうるところであるが、各団体が自らの責任と判断において、然るべきセキュリティ対策を講じていただく必要があると考えている。

6 その他

項目	質問要旨	回答
開催場所	1 オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合、委員会の開催場所はどう考えればよいか。	<p>【1について】</p> <p>○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合、現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、開催場所を特に定めず、オンラインでの開催とするこ とが考えられる。</p>
執行機関による説明	2 オンラインによる方法を活用して開催する委員会において執行機関が説明を行う場合、執行機関の判断で、委員会室に参集せず、それぞれの執務場所 で説明を行うことは差し支えないと考えるが、この理解で 良いか。	<p>【2について】</p> <p>○ 議会と執行機関の間で適切に決めていただくべき ものと考えている。</p>
委員長の秩序保持権等	3 オンラインによる方法を活用している場合の委員の言動に対して、委員長は発言取消命令や退席を命 じることができると考えるが、この理解で良いか。 なお、命令に従わない場合の実効性ある具体的方法として、委員の回線遮断による音声や画像の カットをすることが考えられるが、この理解で良 いか。	<p>【3について】</p> <p>○ 前段について、ご指摘のとおりである。委員長の委員に対する秩序保持のための権限は、オンラインによる方法を活用している場合であっても変わるものではないと考 えている。 ○ 後段について、ご指摘の方法が考えられるが、命令に従わない場合の具体的方法については、委員長において適切に判断されるべきものと考 えている。</p>
	4 懲罰事犯については、オンラインによる方法を活用して開催される委員会も、地方自治法第133条の処分要求の要件、第134条の懲罰の要件である「委員会」のため、除名などの懲罰を科すことは可能と考えるが、この理解で 良いか。	<p>【4について】</p> <p>○ オンラインによる方法を活用して開催している場合でも、当該委員会が「委員会」（地方自治法第133条、第134条第1項）であることに変わりはないも</p>

<p>地方自治法第100条に基づく関係者の証言の請求</p>	<p>5 地方自治法第100条に基づく調査としての関係者の証言の請求については、民事訴訟法に関する法令中の証人の取問に関する規定が準用されると定められているが、オンライン会議で行うことは適さないのではないか。留意すべき事項（関係規則等）はあるか。</p>	<p>のと考えている。</p> <p>【5について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民事訴訟法第204条では、証人が遠隔地に居住する場合及び証人が圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる場合に限り、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるとする。尋問を可能としている。 ○ この方法による尋問については、民事訴訟規則第123条において、「証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする」ことなどが規定されている。 ○ 地方自治法第100条に基づく調査としての関係者の証言の請求については、準用する規定の内容を踏まえ、適切に対応いただきたい。
<p>協議又は調整を行うための場</p>	<p>6 会議規則で定めることによって設けることができる「協議又は調整を行うための場」（地方自治法第100条第12項）についてもオンラインによる方法を活用して開催することは可能と考えるが、この理解で良いか。</p>	<p>【6について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘のとおり、地方自治法第100条第12項で規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設ける」ことについては、オンラインによる方法を活用して開催することが可能と考えている。
<p>その他</p>	<p>7 オンラインによる方法を活用した委員会の開催に適するソフトとして推奨できるものがあるのか。</p>	<p>【7について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点でお示しできるものはない。

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県民会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県公害防止条例の一部を改正する条例
- 三 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 四 下水道法施行条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

令和三年十月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第七十二号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例（昭和三十二年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第九条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害の発生若しくは育児、介護その他やむを得ない事由により、委員が委員会の開催場所へ参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

- 2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 委員が前項の許可を得て委員会に出席したときは、当該委員は当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都公報

発行
東京都

目次

94

条 例

○東京都議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議政局）…

条例のあらまし

●東京都議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第八十六号）

- 一 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から、委員会の招集場所への招集が困難と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用して委員会を開会することができるよう、必要な事項を定めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十六号

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都議会委員会条例（昭和三十一年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第十三条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点から、委員会の招集場所への招集が困難と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第十五条第一項、第十九条第二項及び第三十条第一項の出席委員とする。

4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第十九条第二項に次のただし書を加える。
ただし、第十三条の二第一項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



茨城県報

号外第 74 号

令和 2 年 (2020 年) 9 月 17 日

木 曜 日

目 次

条 例

ページ

●茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局）…………… 1

条 例

茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 9 月 17 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県条例第 45 号

茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例

茨城県議会委員会条例（昭和 35 年茨城県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（電子情報処理組織の使用）

第 14 条の 2 委員長及び委員は、県民の生命及び健康にとって重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止のため会議への出席を制限する必要がある場合、大規模な災害の発生により会議に出席することが困難である場合その他特に必要がある場合には、電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法により、発言し、及び議決に加わる（委員長にあつては、発言し、及び可否同数のときに議事を決すること）ができる。

2 前項の規定の適用がある場合における当該委員長及び当該委員についてのこの条例の規定の適用については、会議に出席しているものとみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3～6 略	3～6 略
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>(警察本部運転転免許管理課)</p>	
<p>栃木県条例第19号</p> <p>栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例</p> <p>栃木県議会委員会条例(昭和37年栃木県条例第22号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>第13条 略</p>	<p>改正後</p> <p>第13条 略</p>
<p>(出席の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害の発生若しくはその他特別の事情により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があるときは、当該委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができする方法(以下「オンライン」という。)によって、委員会に参加させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定によりオンラインによって委員会に参加する委員がある場合は、前条、次条第1項及び第27条(記録)第1項の規定の適用について、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</p> <p>4 第1項の規定によりオンラインによって参加する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>改正前</p> <p>第13条 略</p>
<p>(秘密会)</p> <p>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>	<p>(秘密会)</p> <p>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「経営管理部」とあるのは、「経営</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「経営管理部」とあるのは、「経営</p>

管理部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。

管理部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県条例第20号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の会期に関する条例（平成25年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
令和4年5月30日	令和3年6月1日
令和4年6月1日	令和3年6月3日
令和4年6月3日	令和3年6月7日
令和4年6月6日	令和3年6月8日
令和4年6月17日	令和3年6月21日
令和4年9月16日	令和3年9月22日
令和4年9月21日	令和3年9月28日
令和4年9月26日	令和3年9月29日
令和4年9月27日	令和3年9月30日
令和4年10月19日	令和3年10月15日
令和4年11月30日	令和3年11月30日
令和4年12月2日	令和3年12月2日
令和4年12月6日	令和3年12月6日
令和4年12月7日	令和3年12月7日
令和4年12月19日	令和3年12月17日
令和5年2月20日	令和4年2月17日
令和5年2月22日	令和4年2月21日
令和5年2月27日	令和4年2月24日
令和5年2月28日	令和4年2月25日
令和5年3月15日	令和4年3月8日
	令和4年3月18日

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(議会事務局)

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月五日

埼玉県議会議長 田 村 琢 実

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「事故」を「やむを得ない事由」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第十条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模災害等の発生等により、委員会の招集場所への参集が困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条及び第三十三条第一項において「オンライン」という。）により、当該委員を委員会に出席させることができる。

2 委員は、オンラインにより委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより委員会に出席した委員は、第十三条、第十四条第一項及び第三十八条第一項の出席委員とする。

4 オンラインにより委員会に出席した委員があるときの表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第十二条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（委員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

第三十三条第一項中「できる」の下に「（オンラインにより委員会に出席した委員があるときを除く。）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

群馬県コンベンション施設建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。
令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十一号

群馬県コンベンション施設建設基金条例を廃止する条例

群馬県コンベンション施設建設基金条例(平成二十七年群馬県条例第六十九号)は、
廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十二号

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例(昭和三十一年群馬県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(会議開催の特例)

第十二条の二 委員長は、重大な感染症のまん延の防止の措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した会議を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインを活用した会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第十三条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、第十四条第一項及び第二十七条第一項の出席委員とする。

第十七条に次のただし書を加える。

ただし、第十二条の二第一項の規定により開催するオンラインを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討等)

2 議長は、オンラインを活用した会議について、現に会議の開催場所にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人

確認、自由な意思表示の確保等に向けた環境整備及び情報セキュリティ対策について検討を加え、その結果に基づいて知事に対し、必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第四十六条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十七号

山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「もの」を「もの(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十八号

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例を廃止する条例

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和三年度に係るこの条例による廃止前の山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例第十三条の事業報告書については、なお従前の例による。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十九号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例(昭和三十一年山梨県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(出席の特例)

第十二条の二 委員長は、重大な感染症のまん延の防止の措置の観点から又は大規模な

災害等の発生により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。

3 第一項の規定によりオンラインによつて委員会に参加した委員がある場合における次条、第十四条（表決）第一項及び第二十七条（記録）第一項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

4 第一項の規定によりオンラインによつて参加する委員がある場合における委員会の運営に關し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例 第52号 (議事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 委員長は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができるものとし、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十二号

愛知県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛知県議会委員会条例(昭和三十二年愛知県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条(招集)」を「第十一条(招集) 第十一条の二(出席の特例)」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(出席の特例)

第十一条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

- 2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 第一項の規定により委員会に参加した委員がある場合における次条、第十二条第一項（表決）及び第二十六条第一項（記録）の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



三重県公報

令和2年11月20日 (金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
58	三重県議会委員会条例の一部を改正する条例	(県 議 会)	2

公布された条例のあらまし

◎ 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例 (条例第 58 号)

- 1 新型コロナウイルス感染症のまん延防止が必要な場合等、委員会への参集が困難な場合において、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による出席の特例の規定を整備するものです。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十一月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十八号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十二年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十四条（略） （出席の特例）</p>	<p>第十四条（略）</p>
<p>第十四条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ る方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p>	
<p>2 委員が前項に規定する方法により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p>	
<p>3 第一項に規定する方法により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月3日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第1号

静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡県議会委員会条例（昭和31年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第10条（略）	第10条（略） <u>第10条の2</u> 委員長は、 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害の発生により全委員の招集が困難と認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。</u>
	<u>2</u> 前項の場合において、 <u>オンラインによる委員会への出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>
	<u>3</u> 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、 <u>第11条及び第12条に規定する出席委員とする。</u>
	<u>4</u> <u>オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>
第11条（略）	第11条（略）
第14条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。	第14条 委員会は、これを公開する。ただし、 <u>委員会は、オンラインを活用して開催する場合を除き、その議決で秘密会とすることができる。</u>
2～5（略）	2～5（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次に掲げる条例を公布する。

大阪府青少年健全育成条例等の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大阪府情報公開条例の一部を改正する条例

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府りんくうタウン共同溝工事負担金及び管理分担金徴収条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の一部を改正する条例

令和二年五月二十九日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府条例第六十二号

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の一部
を改正する条例

(大阪府議会委員会条例の一部改正)

第一条 大阪府議会委員会条例(昭和三十二年大阪府条例第四十五号)の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十二条 (略)</p> <p>(開会方法の特例)</p> <p>第十二条の二 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。</p> <p>一 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</p> <p>二 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</p> <p>2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、第十三条及び第十四条第一項の出席委員とする。</p> <p>4 オンラインを活用した委員会における議決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第十七条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。</p>	<p>第十二条 (略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第十七条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>

(大阪府議会議会運営委員会条例の一部改正)

第二条 大阪府議会議会運営委員会条例(平成三年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>第十一条 削除</p> <p>第十二条 削除</p> <p>(委員会条例との関係) 第十八条 この条例に定めるもののほか、運営委員会に関しては委員会条例第八条、第十二条から第二十七条までの規定を準用する。</p>	<p>(定足数) 第十一条 運営委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十八条において準用する委員会条例第十五条の除外のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(表決) 第十二条 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。</p> <p>2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。</p> <p>(委員会条例との関係) 第十八条 この条例に定めるもののほか、運営委員会に関しては委員会条例第八条、第十二条、第十五条から第二十七条までの規定を準用する。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討等)

- 2 議長は、オンラインを活用した委員会について、現に委員会の開会場所にいる状態と同様の環境をできる限り確保するための環境整備及び情報セキュリティ対策について検討を加え、その結果に基づいて知事に対し、必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

兵庫県公報

令和3年3月25日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

条 例	ページ
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第26号）

重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等の事由により、委員会への参集が困難な場合に、オンラインの方法を利用して委員会を開催できるよう所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県条例第26号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等の事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条及び第16条において「オンラインの方法」という。）を利用して委員会を開催することができる。

2 委員は、前項に規定する場合において、オンラインの方法により委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 委員が前項の規定による許可を受けてオンラインの方法により委員会に参加した場合は、当該委員は当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第16条に次のただし書を加える。

ただし、第10条の2第1項の規定によりオンラインの方法を利用して委員会を開催する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(招集) 第10条 略</p> <p><u>(開会の特例)</u></p> <p><u>第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員が委員会を開会する場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 オンラインにより委員会に参加した委員長及び委員（前項の許可を得た委員に限る。）については、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(出席説明の要求) 第16条 委員会は、審査又は調査に必要があるときは、知事、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者（以下「説明者」という。）に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。</p> <p><u>2 第10条の2第1項から第3項までの規定は、前項の規定により説明者に出席を求めた場合につい</u></p>	<p>(招集) 第10条 略</p> <p>(出席説明の要求) 第16条 委員会は、審査又は調査に必要があるときは、知事、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。</p>

て準用する。この場合において、第10条の2第1項から第3項までの規定中「委員」とあり、及び同項中「委員長及び委員」とあるのは、「説明者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県報

令和四年
号外（一四）
三月三十日

（水曜日）

目次

条 例

大分県議会委員会条例の一部改正……………

議 会 規 則

大分県議会議規則の一部改正……………

○条 例

大分県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十六号

大分県議会議規則の一部を改正する条例

大分県議会議規則（昭和四十年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（開会方法の特例）

第十二条の二 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分留意するものとする。

- 一 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合
- 二 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合

令和四年三月三十日

大分県報号外（条例・議会議規則）

一

○議 会 規 則

大分県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県議会議長 御 手 洗 吉 生

大分県議会議規則第一号

大分県議会議規則の一部を改正する規則

大分県議会議規則（昭和四十年大分県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二百一十一条中「、印刷して」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

<p>構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。</p> <p>8 法第36条第2項の規定において準用する法第35条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、75の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ3の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ3の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。</p> <p>9及び10 略</p>	<p>構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。</p> <p>8 法第31条第2項の規定において準用する法第30条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、75の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ3の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ3の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。</p> <p>9及び10 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第24号

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

長崎県議会委員会条例（昭和38年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員会の設置</u>)</p> <p>第1条 議会に次の常任委員会を置く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>観光生活建設委員会</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(<u>常任委員会の委員の定数及び所管</u>)</p> <p>第2条 常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>観光生活建設委員会</u> 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(<u>委員会の開催方法の特例</u>)</p> <p>第10条の2 <u>委員長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要がある場合又はその他の事情がある場合において、委員会の招集場所への招集が困難であると認めるときは、第32条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインにより委員会に参加することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の許可を得て、委員が、オンラインにより委員会に参加したときは、第13条及び第14条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(<u>常任委員会の設置</u>)</p> <p>第1条 議会に次の常任委員会を置く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>環境生活建設委員会</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(<u>常任委員会の委員の定数及び所管</u>)</p> <p>第2条 常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>環境生活建設委員会</u> 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の長崎県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員で次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の長崎県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、旧条例の規定による委員会の委員長、副委員長及び委員のそれぞれの残任期間とする。

環境生活建設委員会	観光生活建設委員会
-----------	-----------

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第25号

長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議長の調査)</p> <p>第11条 議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、<u>前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。</u></p> <p>2 議長は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、<u>会派又は議員に対し是正等の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</u></p> <p>3 前項の規定による勧告を受けた会派又は議員が正当な理由なく当該勧告に応じない場合は、議長は、理由を付した文書によって前項の措置を命ずることができる。</p> <p>4 議長は、前項の規定による命令を行う場合には、当該会派又は議員に対して十分な弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>5 第3項の規定による命令があった場合には、当該収支報告書は、当該命令に従って修正されたものとみなす。</p> <p>第12条～第13条 略</p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第14条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、<u>使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第15条 略</p>	<p>第11条～第12条 略</p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第13条 議長は、<u>収支報告書について必要に応じて調査を行う等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p>

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第26号

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

熊本県公報

号外 第43号
令和2年(2020年)
6月29日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、委員会を開催することができることとした。(第11条の2関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第37号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例(昭和31年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。
(委員会の開催方法の特例)

- 第11条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第19条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「映像等の送受信による通話の方法」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員が映像等の送受信による通話の方法により委員会に出席したときは、第12条及び第16条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。
- 2 前項前段の規定により映像等の送受信による通話の方法によって委員会を開催する場合の第29条第1項の規定の適用については、同項中「氏名」とあるのは、「氏名、委員会が招集された場所に存しない委員が委員会に出席をした場合における当該出席の方法」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、映像等の送受信による通話の方法による委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

質問第一一九号

地方議会の委員会のオンライン出席に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年五月二十日

音喜多 駿

参議院議長 山東昭子 殿

地方議会の委員会のオンライン出席に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言という状況下において、民間企業ではテレワーク・オンライン会議が急速に進んでいる。政府も「新しい生活様式」を国民に示し、その中において具体的に「会議はオンライン」と明示し、推奨している。

一方で、政治の世界においては、国会の本会議、委員会等への出席について憲法及び法律で規定されていることもあり、オンライン会議が進んでいないのが現状である。この点、地方議会の委員会については、出席についての定めは法律にはなく、「条例で定める」と地方自治体の裁量が明記されており、法改正がなくとも、条例や会議規則で「出席」の定義を定めれば、オンラインで審議・採決を行っても法的に有効となると考えられる。そうした中、総務省は本年四月三十日に「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」という通知（以下「総務省通知」という。）を各地方自治体に出されたところである。

右を踏まえて、以下質問する。

一 地方議会の委員会の定足数に関する要件については、地方自治法百九条九項により、各地方自治体が条

例で定めるといふ理解でよいか。

二 各地方自治体が委員会への「出席」について、オンラインによる出席も認めるといふ条例ないし規則を定め、委員会を運営することは地方自治法に明確に反することにはならないという理解でよいか。

三 総務省通知において、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」とあるが、ここにいう「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等」の解釈、とりわけ「等」の解釈は、地方自治体が行うという理解でよいか。

四 総務省通知において、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」とあるが、こうした「実情」があることを判断する主体は、各地方自治体であるという理解でよいか。

五 総務省通知における、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」を地方自治体が解釈または判断し、委員会へのオンラインによる出席に関する定めを条例ないし規則で定めた場合において、その内容が総務省通知に関する政府の考え方と異なる場合、政府が取りうる手段として一般的に何が考えられるか。

六 総務省通知との関連なく、地方自治体がその特性に基づき独自で、委員会へのオンラインによる出席に関する定めを条例ないし規則で定めた場合において、その内容が総務省通知に関する政府の考え方と異なる場合、政府が取りうる手段として一般的に何が考えられるか。内容如何では妨げないことはありうるか。

七 政府は、「新しい生活様式」の中で、民間に「会議はオンライン」と推奨している以上、少なくとも地方議会の委員会については、オンライン会議を消極的に容認するのではなく、積極的に推進するべきと考えるが、政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁を求めない。国会法七十五条二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された
い。

右質問する。

内閣参質二〇一第一一九号

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員音喜多駿君提出地方議会の委員会のオンライン出席に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員音喜多駿君提出地方議会の委員会のオンライン出席に関する質問に対する答弁書

一について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九条第九項においては、「前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める」と規定されているところであり、地方公共団体においては、その議会に置いた委員会（以下単に「委員会」という。）の定足数について、一般に、同項の規定に基づき、条例で定めているものと承知している。

二について

お尋ねについては、御指摘の「オンラインによる出席も認めるといふ条例ないし規則」や「委員会を運営すること」の具体的な内容等に応じて判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

三及び四について

御指摘の「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」の委員会の開催については、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言である御指摘の総務省通知の内容を踏まえて、地方公共団体において適切に対応がな

されるものと考えている。

五及び六について

お尋ねについては、御指摘の「委員会へのオンラインによる出席に関する定め」の具体的な内容等に応じて判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

七について

委員会については、その性質上、議事の公開の要請への配慮、委員の本人確認や自由な意思表示の確保等が求められる点で、民間における一般的な会議と同列に論ずることはできないと考えているところである。

国会における地方議会のオンライン委員会等に関する議論

参議院総務委員会（令和2年4月30日）

○柳ヶ瀬裕文君 地方議会の委員会が、今日付けで発出された通知によって、オンライン会議により開催することは差し支えないということが確認をされたということでもありますけれども、これは、今日の出た通知によって、地方議会における委員会はオンライン会議でも問題ないという認識でいいのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣（高市早苗君） 地方自治法では委員会の定足数や表決に関する事項を条例で定めるということになっておりますので、この新型コロナウイルス感染症対策に係る地方議会の委員会の開催方法について地方公共団体から問合せがございました。それを受けて、本日、地方公共団体宛てに通知を出しました。

この通知の中で、各団体の条例や会議規則などについて必要に応じて改正などの措置を講じていただくこと、そして、この新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点などから、例えばテレビ電話会議システムなどを活用して委員会を開催することは差し支えない旨をお知らせしました。

また、さらに、委員会開催する場合には、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認、また自由な意思表示の確保などにも十分留意をしていただき、情報セキュリティ対策も適切に講じていただくということをお願いいたしました。

○柳ヶ瀬裕文君 ありがとうございます。

これ、本当に私、前進だなというふうに思っております、しっかりとこういうふうに総務省が通知を発出するということが私は重要なことだというふうに思っておりますけれども、ただ、これ、委員会がオンラインでできるということになっても、本会議においてはこれはまだ縛りがあるということでもあります。現に議場にいることが必要だということで、今日発出された通知にもわざわざ、法第十三条及び百十六条第一項における本会議の出席については現に議場にいることと解されているので念のため申し添えるということ、わざわざこれ書かれているわけですね。

ですから、もうこれ、この際に是非、この本会議、百十三条の改正ということも含めて、地方議会がオンライン会議でできるということ、これリスク管理の側面も含めて是非御検討いただきたいというふうに思っておりますけれども、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（高市早苗君） 地方議会というのは、多様な住民の皆様の意見を集約して団体意思を決定するという非常に大切な役割を果たしておられます。

この本会議における審査及び議決というのは、まさに団体意思の決定に直接関わる行為でございます。この議員の意思表示というのは、疑義が生じる余地のない形で行われる必要がございます。また、その議会の会議の内容及び議員の活動というものも住民の皆様に公表すべきものだと考えております。国会でも、やは

り憲法の規定もあり、本会議、まあ委員会もそうでございますが、定足数があり、出席を前提としております。

地方議会の本会議のいわゆるオンラインによる出席というものについては私の独断でも決められないことをごさしまして、団体意思を決定する大事な場所であるということから慎重に考えなければならないと存じます。

○柳ヶ瀬裕文君 ありがとうございます。

これは変わるいい機会だなというふうに思います。イギリスの議会も、伝統ある議会でありますけれども、オンライン議会のハイブリッド方式ということでもありますけれども、新しい一步を踏み出しました。こういう変化にしっかりと対応できるのかどうなのかというのがまさに我が国の力量が問われているということだと思います。

ですから、今おっしゃったように、地方議会の本会議、これは、この国の本会議も出席というのは現に議場にいななければいけないんだという解釈をされているようでありますから、国からしっかりとこれは変わっていかねばいけないだろうというふうに思いますけれども、是非これ御検討をお願いしたいというふうに思います。

参議院本会議（令和2年6月5日）

○音喜多駿君 地方議会のオンライン出席について伺います。

先日、大阪府議会は、委員会について、オンラインで出席できる条例を制定しました。総務省は、地方議会宛ての通知の中で、オンラインで委員会が開催できる場合を感染症対策など極めて狭く限定しておりますが、大阪府は、緊急時だけではなく、育児や介護などやむを得ない理由にも活用できるとしております。この点、大阪府議会の取組については、通知内容にとらわれず、地方分権の観点及び働き方改革の観点から前向きに評価をするべきと考えますが、総務大臣に見解を伺います。

政府は、地方議会のオンライン出席に関する質問主意書の中で、民間の会議と委員会を同列に論じることができないと議会のオンライン化を否定する答弁をしております。しかし、この言い方は余りにも民間の取組を軽んじるものではないでしょうか。EBPMの観点からそのように断じる根拠はあるのかどうか、総務大臣の答弁を求めます。

コロナによって密になった会議ができない状況であるのは民間事業者も議会も同じであり、議会だけは特別という発想はそもそも改めるべきと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

今回のコロナにおける各地の地方議会は、オンライン出席を進めようと思っても、地方自治法の定めと解釈によってそれが妨げられました。本会議はいまだにオンライン出席を全く認めないという方針を総務省が堅持しています。地方議会は議員のなり手不足なども深刻であり、問題解決にはそれぞれの議会に合ったルール作りを認めるべきです。これを機に、地方議会の出席ルールについては地方

自治法を改正し、自由に定めることを認めるべきと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

○**国務大臣（高市早苗君）** 大阪府議会の取組についてお尋ねがありました。

総務省におきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点などから、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、テレビ電話会議システムなどを活用して委員会を開催することは差し支えない旨の通知を发出させていただきました。オンラインによる委員会の開催を検討している地方議会においては、この通知の趣旨を踏まえて御対応いただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策以外の観点からの委員会への出席の在り方については、現在実施が検討されている新型コロナウイルス感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や運営上の工夫などもよく踏まえた上で考えていくべき課題であると認識しております。

次に、民間の会議と地方議会との取扱いの違いについてお尋ねがありました。

地方議会は、多様な住民の意見を集約して団体意思を決定する重要な役割を果たしています。議員の意思決定は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があります。また、議会の会議の内容及び議員の活動は住民の皆様にも公表すべきものでございます。こうした議会の役割や性質を踏まえ、民間における一般的な会議と地方議会の委員会を同列に論ずることはできないと考えております。

最後に、地方議会への出席方法を自由に定めることについてのお尋ねがありました。

地方議会は、多様な住民の意見を集約して団体意思を決定する重要な役割を果たしております。これも、新型コロナウイルス感染症対策以外の観点からの議会への出席の在り方につきましては、現在実施が検討されている新型コロナウイルス感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や運営上の工夫などもよく踏まえた上で考えていくべき課題であると認識しております。

衆議院内閣委員会（令和2年11月11日）

○**後藤（祐）委員** 地方議会のオンライン本会議についてお伺いしたいと思います。

お手元の資料十ページ目でございますが、これは長野県の南箕輪村というところの村議会の意見書でございますけれども、これですと、各地方議会での委員会の運営については地方議会の判断でオンライン化は可能、一方で、本会議については現行法上できないというふうに示されておりますが、これは事実でしょうか。もし事実だとすれば、本会議でもオンライン化を可能にすべきだと思いますが、地方自治法を改正すべきではないでしょうか。

○**熊田副大臣** 総務省におきましては、令和二年四月三十日に、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点などから委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、テレビ電話会議システムなどを活用して委員会を開催することは差し支えない旨、通知を地方公共団体宛てに发出しているところでご

ざいます。

地方自治法第百十三条では、「普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されており、この規定における出席とは、現に議場にいることと解されることから、オンラインによる出席は認められないというものでございます。

○後藤（祐）委員 だから、変えましょうよ。これはもう二十世紀の昔の話ですから。コロナですし、法改正しましょうよ。逆に言うと、今は法改正しないとできないということが答弁にあったわけですから、ぜひ、デジタル庁をつくるのもいいですけども、こんなの、法改正をぱっとやれば、与野党で合意すればできるんですから、やりませんか。

○熊田副大臣 地方議会は、多様な住民の意見を集約して団体意思を決定する重要な役割を果たしていることから、議員の意思表示は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があります、また、議会の会議の内容及び議員の活動は住民にも公表されるべきものでございます。

地方議会の本会議への出席のあり方については、現在、幾つかの地方議会において実施されている新型コロナウイルス感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や、運営上の工夫などもよく踏まえた上で考えていくべき課題だと認識をしております。

○後藤（祐）委員 今、与党の理事席からも笑いが漏れましたけれども。じゃ、委員会は疑義が生じないんですか。全く答弁としてどうかと思いますけれども。だったら、議員立法でやりましょうよ、与野党で。こういったところはまずすぐやるべきだと……（発言する者あり）ええ、やりましょう。

衆議院内閣委員会（令和3年3月12日）

○中谷（一）委員 私は、危機管理、業務の効率化、そして共生社会、これらの三点の観点から、オンラインを活用した議会の開催、これを選択できる環境の整備というものが必要だなということを思っています。

やはり、私たちの仕事は、国民の生命や財産を預かる立法や行政という業務を預かっていますから、業務を止めることはできませんので、危機管理上も非常に重要ですし、今、移動、あとは紙を使う、まさにこの今の法案の冊子もそうですけれども、こういう負担をやはり極力減らしていくということも重要でありますし、共生社会的な観点でいえば、私たちも批准をしている障害者権利条約においても、情報通信技術の活用、障害者に対してもあらゆる社会参画の機会の保障であったりとか、又は女性議員が出産を行うときの議決権の行使、こうしたものを環境として整えるということは非常に重要だと思っています。

その中で、スペインの議会、日本の憲法にもとても似ている憲法を持っているスペインですけれども、彼らは、出席の読み方、解釈に関して、議会での議決に対しては過半数の賛成が必要という明文の中で、下院規則で、議院理事部が出席していいよと言った人に関しては、たとえ議場にいらなくても出席していいよとい

うことにしているんですね。

要するに、日本においても、本来は、僕は、この国会でも関係条文をしっかりとオンライン国会に対応できるように整えるべきだと思っているんですが、その観点から、今日は地方自治体のことについて伺っていきいたいということを思っているんです。

現在、十八の自治体から、オンライン本会議の実現に必要な地方自治法の改正が求められる意見書が提出をされています。これは全国都道府県議会議長会からも同様の意見が出されていて、私は、国が、国の事情の中で、地方自治体議会のオンライン本会議の開催のボトルネックとなるような縛りをかけるべきではないと考えていて、地方自治体、第百十三条及び百十六条における出席の解釈、これを変更していただく、若しくは、会議規則により参集場所又は出席の場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化するなどの法文改正を行って、地方自治体がそれぞれの事情に応じた判断の中でオンライン本会議の開催是非を決定できるように環境整備すべきであると考えているんですが、まず所管の熊田副大臣から御所見をいただきたいと思います。

○熊田副大臣 お答えいたします。

地方議会は、多様な住民の意見を集約して団体意思を決定する重要な役割を果たしていることから、議員の意思表示は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があります。また、議会の会議の内容及び議員の活動は住民にも公表することが求められるものであります。

御指摘のように、地方議会の本会議への出席の在り方につきましては、現在、幾つかの地方議会において実施されている新型コロナウイルス感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催や取組、運営上の工夫など、よく踏まえていただいておりますが、先ほど御指摘がありましたように、また、国会における出席という考え方にも留意しながら考えていく課題だと認識をしております。

○中谷（一）委員 熊田副大臣、それは、実は、同じような質問をしたときに同じ答弁をなされているんですね。なので、それに対してまさに伺わせていただきたいんですけども、委員会も本会議も多様な住民の意見を集約してやる場ですから、委員会だけ認められて本会議だけ認められないというのは合理的な理由には全くなっていないと思います。

それで、それをまた運営上もいろいろなことを考えて検討していかなきゃいけないねという趣旨の答弁でしたが、それをいつまでにどう判断するんですかということがまさに求められているんだと思うんです。

もちろん、オフラインであった方が温度感も伝わりますし、この方々の例えば視線だったり、どうしているんだらうなど、より吸収できるものが、百聞は一見にしかずで、あることはあるんです。

ただ、こういうコロナ禍の時期においては、当然、感染防止であったりとか、要するに業務の継続性というものを担保しなきゃいけないので、そういったトレードオフの関係になるものの中で、ゼロ、一〇〇じゃなくて、自治体によっては

もちろん、五〇を選択したいところだってあるわけですよ。本会議も、やはり業務の継続性、ここでクラスターが起こったら困るからオンラインでやりたいんですと思う議会だって当然あってしかるべきなので、そのボトルネックに僕たちがなるべきじゃないということを私は申し上げているんですね。

その中で、そもそもこの法律、制定されたのが昭和二十二年五月、そして出席は採決の際に議場にある議員と解されたのが昭和二十五年なんです。少なくとも、要するに、七十年以上前に、ここにいて出席しなきゃいけないということを、議場にいるように解されるようになっていく現実があるわけです。

熊田副大臣、これは感想として教えてほしいんですけども、七十年前に、オンラインにおける出席という概念はそもそも想定されていたと思いますか、想定されていなかったらどうなと思いますか、どうですか。

○熊田副大臣 恐らく想定はされていなかったとっております。

○中谷（一）委員 そうなんです。

想定されていなくて、七十年も変わっていない法文の解釈をこのまま残すことは時代のニーズにも合っていないし、法文改正や解釈変更をこのまましないということはやはり余りにも怠慢だと私は思うので、平井大臣にちょっと伺いたいんですけども、本来、合理的に進めるべきデジタル化を、僕は政治的な事情で止めるべきじゃないと思っているんです。なので、デジタル社会の形成に関する基本方針だったり、企画立案だったり総合調整だったり、重点計画の作成だったり、こうした推進を担う平井大臣のリーダーシップで、むしろ総務省とコミュニケーションを取っていただいて、改善に向けた議論を進めていただけませんか。どうでしょう。

○平井国務大臣 デジタル改革を進める立場からすれば、新型コロナウイルス感染症対策として取り組まれているオンラインによる委員会の開催状況等々も踏まえながら、オンライン開催の在り方について前向きな議論を行われるタイミングだと思います。

所感ということで、これは余談になって、言っていないかどうか分かりませんが、この間の衆議院の本会議で、予算の採決のときに、木札を持って手渡しをして議場を回るというのは、感染症対策ということを考えたらこれは大きな問題があるなと個人的には思いました。

ですから、地方議会もさることながら、我々立法府にいる人間も、これは院の問題で、今私が言う問題ではありませんが、これはやはり地方議会だけという話でもないなというふうに思いました。

○中谷（一）委員 検討をしていただきたいと思います、総務省と平井大臣たち中心に。もちろん、国会、地方自治体議会がそれぞれどういう判断をされるかというのは、それぞれの裁量の中であると思うんですけども、少なくとも選択できるようにしておかないと有事のときに僕は対応できないと思っているので、そういった意味でいえば、是非検討していただき、具体的に僕は実装していただきたいと思いますので、要望を申し上げたいと思います。

参議院内閣委員会（令和3年4月22日）

○高木かおり君 本日はこのデジタル関連法案についてお伺いをしていきますが、ちょっと質問通告の順番を一つ変えて、まず大臣に伺いたいと思います。デジタル社会での議会の在り方についてなんです。

今日、朝から大臣の御答弁を聞いておりましたときに、デジタルは手段であって目的ではないと、これは多様で幸せな社会をこれからデジタルによって実現をしていくんだ、そういうふうに変えていく中で、大変私の中では心に響いたんですけども、そういった中で、今まさにコロナが蔓延をしている、そういったことで社会が大きく変わっています。それ以外にも、少子高齢化、様々、我が日本が抱える大きな問題がたくさんございます。

そういった中で、このデジタル社会は議会の変革を推し進めていく、そういった意味でも大変私は期待をしています。オンライン議会が既に地方自治体で採用されているというケースがございます。例えば取手市、令和二年九月からオンラインによる委員会出席を可能にした取組があります。

ここでのアンケートを少し御紹介させていただきますと、慣れてくればもっと有効活用ができる、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から有用なツールだ、事前に操作説明資料や丁寧な説明があったのでよかった、簡潔な議論ができてよかった、こういった御意見が出ています。一方で、改善点といいますと、背景が逆光になっているからよく見えない、インターネット環境によっては音声途絶えたり映像がフリーズする 때가あって、気付いたら会議がいつの間にか進行してしまっていた、また、スマートフォンよりタブレットパソコン、デスク、ノートパソコンの方が使いやすい、そういった御意見もやはり一方では出ているということで、まだまだ始まったばかりでこういったいろいろな御意見があるわけなんですけれども、ある一定、好意的に受け取られているのではないかとこのように思います。これは、この取手市が感染拡大市町村の一つに認定されたことを受けて、定例会の会期中の委員会をオンライン開催したという事例でございます。

また、ほかにも、大阪府議会の方では、既に昨年の五月にオンラインで委員会に参加できる条例改正をしていたということで、十二月の九日に初めてオンラインによる質疑が行われたというふうに仄聞しております。

そのほかにも地方議会の方では徐々にこのオンラインを活用したというような事例が出てきているわけですが、ここで大臣に御質問したいと思います。国会ではいろいろとハードルもあることは承知をしているんですけども、国会でもオンライン議会を進めていくことによって負担を軽減できる、これは、こういった感染症が蔓延している以外にも、やはり介護や育児、妊娠、出産、そういった、例えば女性の政治分野への進出を加速する、こういった視点も考えますと、是非ともこういったオンライン、考えていただけないかと、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（平井卓也君） 地方議会のオンライン化というのは総務省の所管です

けど、先生のお話しになったとおりに進んでいるところはどんどん進めていて、私も見ていて、非常にその委員会等がオンラインになるというのはいいなというふうに思います。

それに比べて今の国会はという先生のその御意見だと思うんですけど、国会における審議の在り方はこれ国会で議論するということなので、今の私の立場では余り踏み込んだ答弁はできないんですが、デジタル改革を進める立場からすれば、オンラインを活用することのメリットってめちゃくちゃあると思います。密を避けるというだけじゃなくて、その開催する時間帯も非常に柔軟に動かされますし、ある意味、本当にそのメリットは十分にあると思うので、是非その多様な議論が行われることを期待しております。

○高木かおり君 大臣、ありがとうございます。予想以上にいい御答弁をいただいて、すごく私たち、ちょっとびっくりしながらうれしく思っているんですが。

やはり、このデジタル庁設置って本当に、今までの歴史上でもすごく大きな大転換だというふうに私思います。それを機に、私たち国会議員の意識も変えていくと。今までこうだったからこうあるべきだではないと大臣もおっしゃっておられました。私たちが変えていくんだと、そういう意気込みでこの転換期を迎えるというふうに理解をさせていただきたいと思います。

オンラインのこの議会については、いろいろと賛否両論あるのは私も承知しておりますので、党派を問わず積極的に皆さんと一緒に議論を進めていけたら幸いです。

衆議院予算委員会（令和4年1月28日）

○中谷（一）委員 地方自治体議会のオンライン本会議の開催ということで、総務大臣にお越しをいただいております。よろしく申し上げます。

今、地方自治体の多くから意見書が寄せられているということは大臣も御存じだと思います。約三十の自治体から、若しくは都道府県議長会から、オンライン本会議、これを実現するための地方自治法の改正であったりとか、出席の解釈、こういったものに対しての変更というものを行ってほしいということが、様々なところから声として上がっている現状があります。

私自身も、昨年三月に内閣委員会で、当時、総務副大臣でしたが、質疑をさせていただきまして、これらの改正、出席の解釈変更であったりとか法文の改正をした方がいいんじゃないですかという趣旨の質問をさせていただきましたところ、返ってきた答弁としては、「国会における出席という考え方にも留意しながら考えていく課題だと認識をしております。」という答弁が返ってきたんですけども、私は、少なくとも、先進的に自治体が進めたいと思っている事例に関して国が足を引っ張るようなことをしちゃいけないと思うんですよ。むしろ、国がやらないと地方ができないみたいなことになってしまうと、それこそおかしいことになってしまいますので、私は、柔軟にこういった地方自治体の先進的な取組はサポートをしていくべきだということを思っている立場なんです。

そこで、大臣にまず冒頭伺いますが、この答弁における国会の出席の解釈と地方自治体議会の出席の解釈を一にして検討しなければならない根拠はそもそも何かあるのでしょうか、お示してください。

○金子（恭）国務大臣 中谷委員に御答弁申し上げます。

これまでも御質問していただいていることは認識をしております。午前中、松野官房長官からも御答弁したとは思っているんですが、もう釈迦に説法でございますが、地方議会の本会議においては、地方自治法上、「議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。」などとされており、定足数や表決の要件として、出席と規定されております。

中谷委員が御主張のとおり、これについては、この出席が、現に議場にいることと解されており、憲法あるいは国会法に言う出席と同様の意義と解されております。したがって、オンラインによる本会議の開催は認められないものと考えております。

オンラインによる本会議の開催については、まずは、一部の地方議会において実施されているオンラインによる委員会の開催状況や、そこで生じている課題、運営上の工夫などをよく踏まえて、慎重に検討しなければならないというふうに考えております。

○中谷（一）委員 大臣、確認をさせていただきますが、今のこの国会で実現していないものは地方議会では認められない、要するに、国会の出席と一にするという趣旨のものに対して、これは、まあ国会準拠論的な話だと思うんですけども、法的根拠はないという認識で正しいですか。要するに、解釈でそれが行われているという認識で正しいか、確認させてください。

○金子（恭）国務大臣 これは、地方自治法の解釈でそのようになっております。

○中谷（一）委員 この解釈も昭和二十五年から変わっていないわけですよ。要するに、七十年以上変わっていない解釈を今の時代に持ち出して、令和二年の、コロナがはやり出した時期に、わざわざ、これは暗に議場にいないと駄目ですよということを通知で出すこと自体が、僕は論としては、ずれていると思うんです。

なので、もう一度確認させていただきますが、法的根拠はないんだけども解釈がそうだから総務省として通知を出しているという理解でよろしいですか。

○金子（恭）国務大臣 地方議会の本会議は、その団体意思を最終的に確定させる場であり、その際の議員の意思表示は疑義の生じる余地のない形で行われることが必要であります。

出席の解釈につきましては、委員御指摘のとおり、従前からの解釈に立っているところではありますが、この解釈を変更することについては、国会における対応のほか、先ほども申し上げましたが、一部の地方議会において実施されているオンラインによる委員会の開催状況や、そこで生じている課題、運営上の工夫などをよく踏まえて、慎重に検討しなければならないと思っております。

○中谷（一）委員 地方の声を是非聞いていただきたいんですね。

資料でも配付をさせていただきましたが、みんな、オンラインで本会議をやり

たいと思っている人が多いんですよ。なぜならば、やはり、業務をむしろ継続させなきゃいけないと思っているし、効率的にしなければいけないと思っているし、みんなが参加できる形でしなければいけない、しかも、それは既知の技術でもうできる状況にあるんだから、私たちが、国会が進められないのは、それは国会の議論があるからしょうがないよ、でも、地方自治体が先に進められるところは地方の権限で進めさせてよという切実な思いがここには詰まっていると思うんですね。

なので、是非大臣、出席の解釈、これを変更していただくか、地方自治法で、オンライン本会議ができる環境を、むしろ、是非一緒に考えて、整えていただくことに力をかしていただだけませんか。

○金子（恭） 国務大臣 先ほど、まずは地方議会におけるオンラインによる委員会の開催ということを申し上げました。

地方自治法上も、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点で踏まえ、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えない旨を令和二年四月の通知でお示しをしております。

さらに、地方からの思いの中で、オンライン委員会、これについては、条例等の改正状況につきましては、全団体千七百八十八団体の中で、実際、条例改正までして委員会が動いているところが一・九%しかございません。さらに、オンライン会議を開催している団体は、全部で四団体しかないということでございます。

しっかり、この状況を見ながら、今おっしゃったことも含めて、我々も受け止めていきたいと思っております。

○中谷（一） 委員 これは、国がやはり方針を示してあげないことには、やろうと思っても動き出せない議会がたくさんある。しかも、先進的にやりたいと思っている自治体のその尊厳をどう重んじるかということは、僕は極めて重要だと思っているんですね。

デジタル担当大臣、ちょうど同席なので是非伺いたいんですが、デジタル社会の形成に、まさにその司令塔としての立場を果たされている方だと思います。未来志向で社会のDXをどう進めるかというお立場の中で、今の答弁で本当にいいですか、あれで。是非御答弁ください。

○牧島 国務大臣 議論を聞かせていただいてまいりました。

地方自治法の解釈、また、総務大臣がおっしゃっていること以上のことは、私の立場で申し上げることはできないのですけれども、地方自治体や地方議会、一般論として、DXを進めたいというお気持ちがあることは、私たちとしても重く受け止めております。

○中谷（一） 委員 是非、閣内で様々議論をしていただいて、地方でやはりそういう声が発現的にあって意見書が上がっているわけですから、是非柔軟な対応を求めさせていただきますことを要望させていただきます。

衆議院予算委員会（令和4年2月7日）

○住吉 委員 地方議会のオンライン化に向けた法整備についてお伺いたします。

私も地方議会出身ですので、地方議会のオンライン化に向けた法整備、こういった要望が非常に多くございます。より感染力の強いオミクロン株が蔓延し、相当数の議員が隔離された場合にも、急を要する感染症対策の審議、議決が求められる事態が現実に想定されております。

私のかつて所属していた兵庫県議会でも、委員会条例の一部を改正して、常任委員会のオンライン化や、これまで現地に赴いていた視察や調査のオンライン化にも取り組んでおります。また、我が党も、党大会でオンラインによる採決も行いました。勉強会も基本的にオンラインで行っております。今のところ、不備は全くございません。

一方で、地方自治法第百十三条及び第百十六条第一項における出席の概念は現に議場にいることと解されている現行法上、困難と解釈され、地方議会の本会議においては、オンラインでの出席が認められておりません。

その法改正の必要がございますが、早急に検討し、実施すべきではと考えますが、総務大臣の見解をお願いいたします。

○金子（恭）国務大臣 住吉議員も御案内のとおり、地方議会の本会議は、その団体意思を最終的に確定させる場であり、国会における本会議と同様に、議員の意思表示は疑義の生じる余地のない形で行われる必要があるほか、住民が議論の様子を十分に知り得るよう、会議の公開の原則を求められております。

一方で、地方議会の委員会は、本会議における審議の予備的審査を行うものであること、また、地方自治法上、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は条例で定めることとされておること、そのことから、今コロナ禍のお話をされましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点を踏まえ、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えない旨を令和二年四月の通知によりお示ししております。

法改正により、オンラインによる本会議の開催を可能とすることについては、国会における対応のほか、一部の地方議会において実施されているオンラインによる委員会の開催状況や、そこで生じている課題、運用状況などをよく踏まえて、慎重に検討しなければならないと考えております。

なお、総務省においても、地方議会におけるオンラインによる委員会開催の実態調査等を行っており、その状況を注視しつつ、自治体などの御意見もよく伺ってまいりたいと考えております。

○住吉委員 ありがとうございます。

私が予想した答弁と一言一句たがわぬ答弁でした。

もう時間もないのであれなんです、この件に関しては、我々維新の会、前向きに進めていきたいと考えておりますので、続きの議論は同僚議員に譲って、私の質問を終わらせていただきます。

衆議院総務委員会（令和4年2月8日）

○西岡委員 地方議会のオンラインの取組についてお尋ねをさせていただきます。

もう時間が限られておりますので、ちょっと途中になるかもしれませんがけれども。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、令和二年四月三十日に総務省から通達が出されまして、地方議会において委員会がインターネットで行われるということが認められました。

現在、どれぐらいの自治体がこのことを実施をしているか、最新の数字がもしありましたら教えていただきたいと思っております。

○吉川政府参考人 お答えいたします。

令和三年の一月一日現在の状況でございますが、オンラインでの委員会開催を実際に行った団体は、都道府県、市区町村、全千七百八十八団体中四団体、割合で約〇・二%となっております。

○西岡委員 ありがとうございます。

なかなか今、まだ、インターネット委員会につきましても、実際に行われているというところは大変少ない状況でございますけれども、今、非常時において、議会に与えられた権限を十分に維持そして発揮をするというためには、地方議会においては、オンライン本会議の実現へ向けて、様々、地方議会からの要望がっております。このオンライン本会議を実現するためには、地方自治法の改正というものが必須であるというふうに思いますが、様々、地方議会の議長会においても決議がなされ、要望がされております。

これは、大規模自然災害や今回のコロナの感染拡大のような非常時に限らず、平時においても、議員の出産、育児と議会活動の両立にも資するものでございますので、早急にこのオンライン本会議に取り組むべきだというふうに思っておりますけれども、このことについて、総務大臣の御見解をお伺いをしたいと思います。

また、現状のコロナ禍で、特に感染力の強いオミクロン株の蔓延に直面している今、本来であれば、国会においても感染者が増加をしておりますので、国会の機能を維持するという意味でも、早急に国会においてもオンライン化を実現するべきであるというふうに考えております。

国民民主党は、議院運営委員会におきまして、オンライン国会の実現のために衆議院規則の改正を提案し、議論を進めるということをお提案をさせていただいております。総務大臣のこのことについての所感というものを、もしお伺いできたらというふうに思っております。

○金子（恭） 国土大臣 地方議会の本会議は、その団体意思を最終的に確定させる場であり、国会における本会議と同様に、議員の意思表示は疑義の生じる余地のない形で行われる必要があるほか、住民が議論の様子を十分に知り得るよう、会議の公開の原則も求められております。

先ほどお話がありましたように、一方で、地方議会の委員会は、本会議における審議の予備的審査を行うものであること、地方自治法上、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定められることとされていることから、先ほど委員から御紹介がありましたように、コロナ禍において、蔓延防止措置の観点を

踏まえ、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えない旨を、令和二年四月の通知によりお示ししております。

法改正によりオンラインによる本会議の開催を可能とすることについては、国会における対応のほか、一部の地方議会において実施されているオンラインによる委員会の開催状況や、そこで生じている課題、運用状況などをよく踏まえて、慎重に検討しなければならないというふうに思っております。

なお、国会の議事の在り方については、各党各会派において議論するものと考えており、私の立場から議事の在り方について申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。

○**西岡委員** 時間となりましたので、これで私の質問を終わらせていただきますけれども、是非、オンライン国会へ向けた積極的な議論をこれから進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

国民の地方議会・議員に関する意識調査について

1 趣旨

議会・議員に関する意識や議会の意思決定機関としての位置付け・議員の職務等を法制化すること等について、国民に対するアンケート調査を実施し、第33次地方制度調査会への議長会の主張のエビデンスとするなど、地方議会等を研究する資料とするもの

2 実施期間等

- 実施期間 令和3年11月30日～12月2日（インターネット調査）
- サンプル数 3,227人

年齢、性別のほか、市の規模や町村などを考慮して、調査対象を40に分類し、それぞれの人口割合を反映させた。

3 主な調査項目

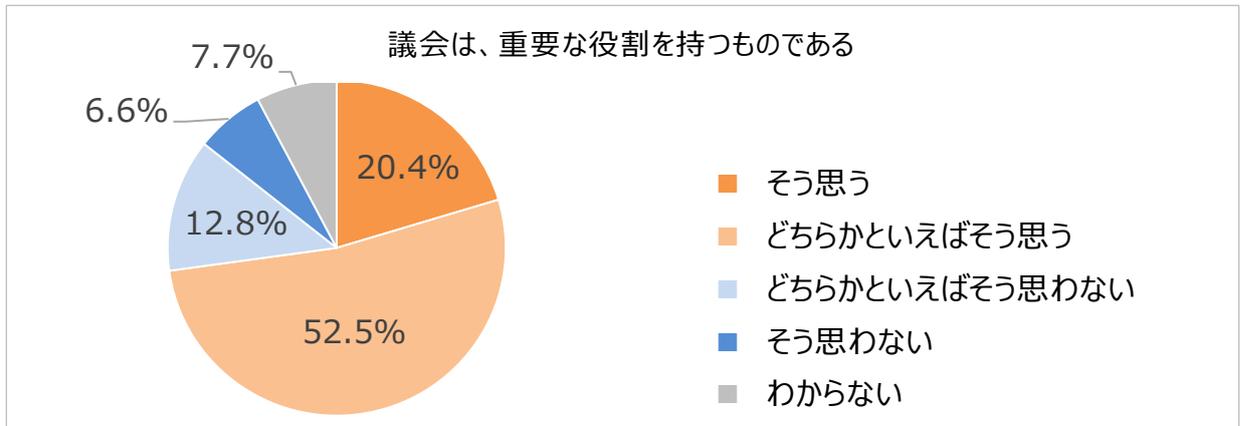
- ・ 地方議会の役割や議員について知っていること
- ・ 地方議会・議員に対するイメージ（仕事の重要性、多忙さ等）
- ・ 地方議会議員を目指す場合に重視すること
- ・ 地方議会の意思決定機関としての位置付けを法律に明確化すべきか
- ・ 地方議会議員の位置付け・役割などを法律に明確化すべきか

4 調査結果

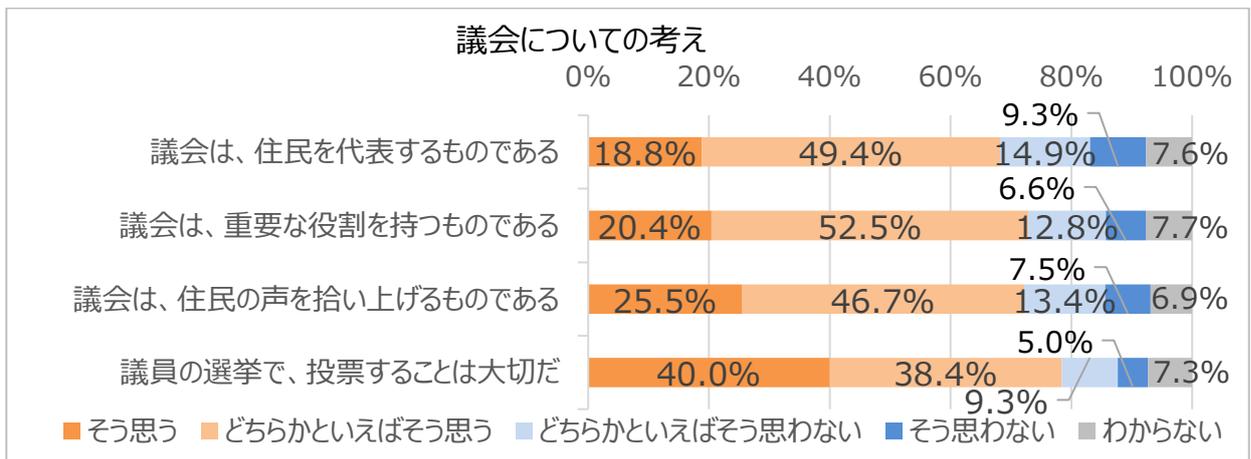
本調査における回答結果は次のとおりだった。

(1) 議会について

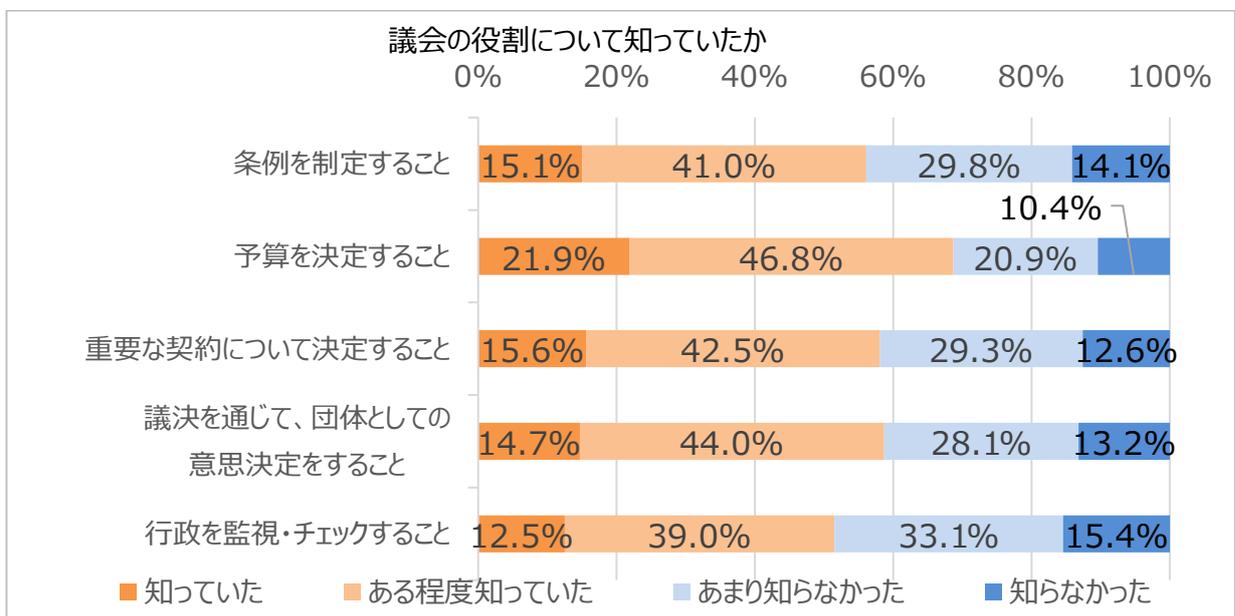
① 議会は重要な役割を持つとの回答は、7割以上だった。



② 議会についての考えでは、議員選挙で投票することが大切だとの回答が8割弱を占めるなど、議会の重要性は広く認識されていた。

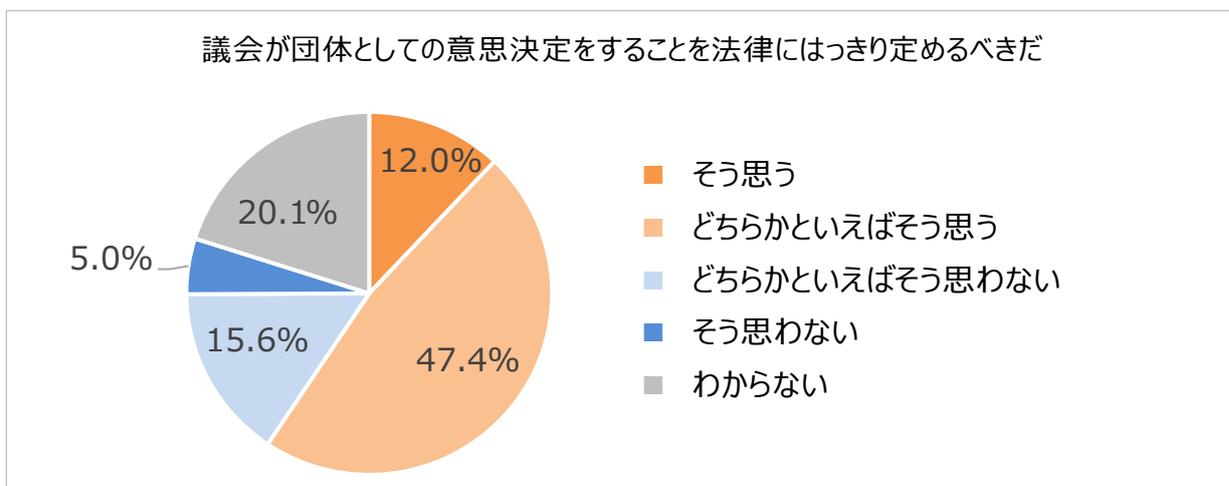


③ 議会の役割の理解については、それぞれの項目について、半数から7割弱だった。

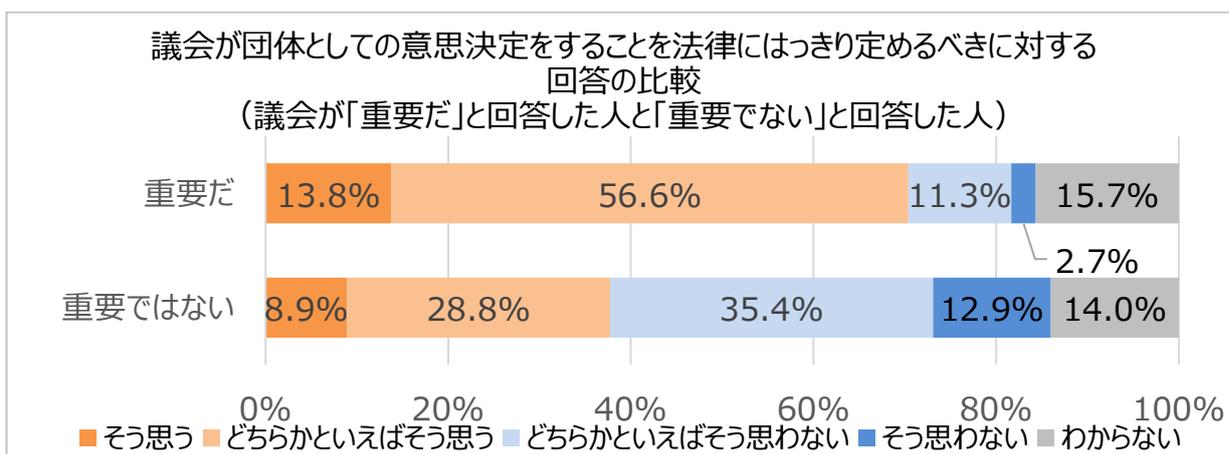


(2) 議会の位置付けの法制化

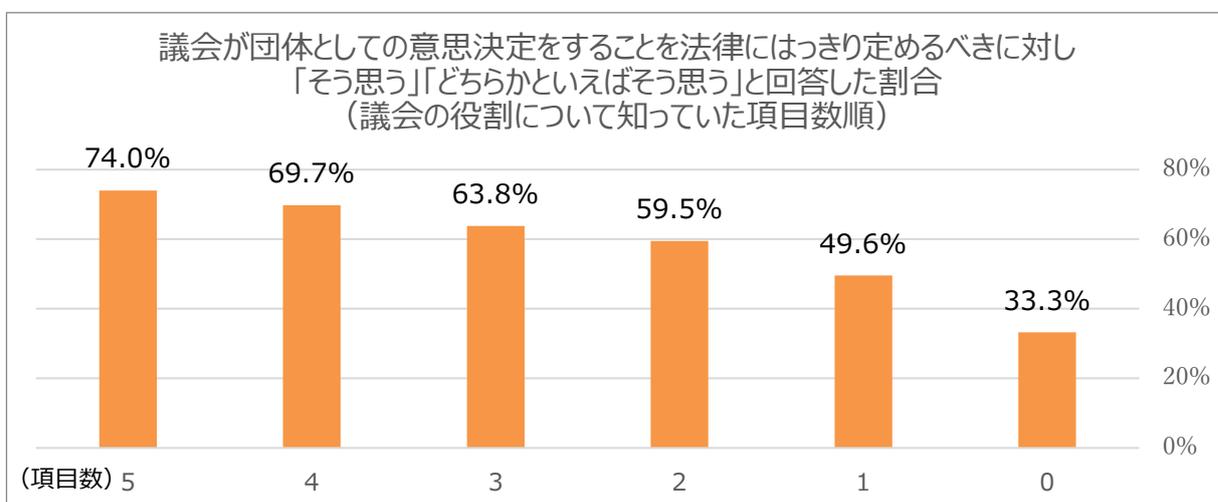
- ① 議会が団体としての意思決定をすることについて、法律にはっきり定めるべきとする回答が約6割だった。



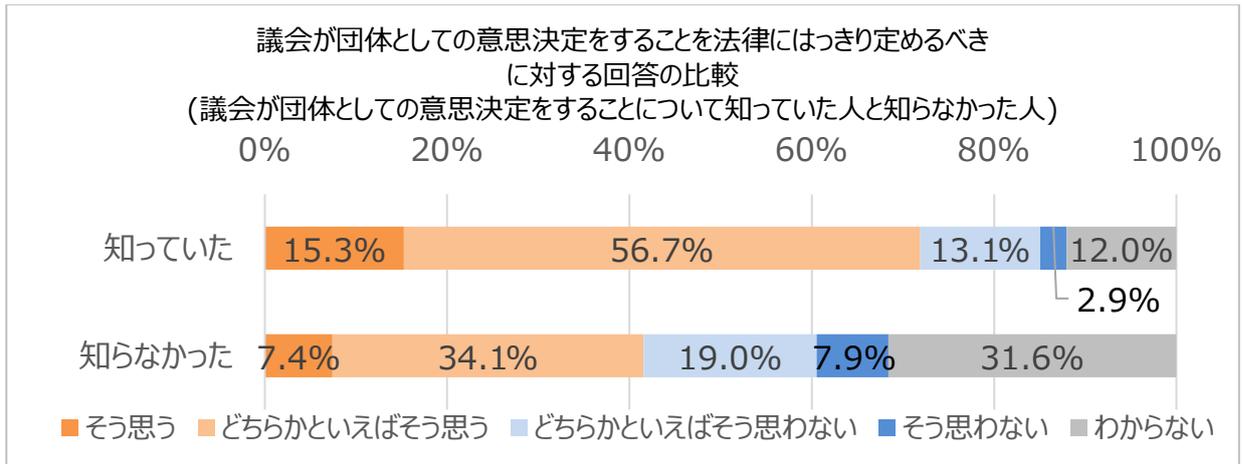
- ② 議会が重要だと考える人では、議会が団体としての意思決定をすることについて、法律にはっきり定めるべきとする回答が、約7割だった。



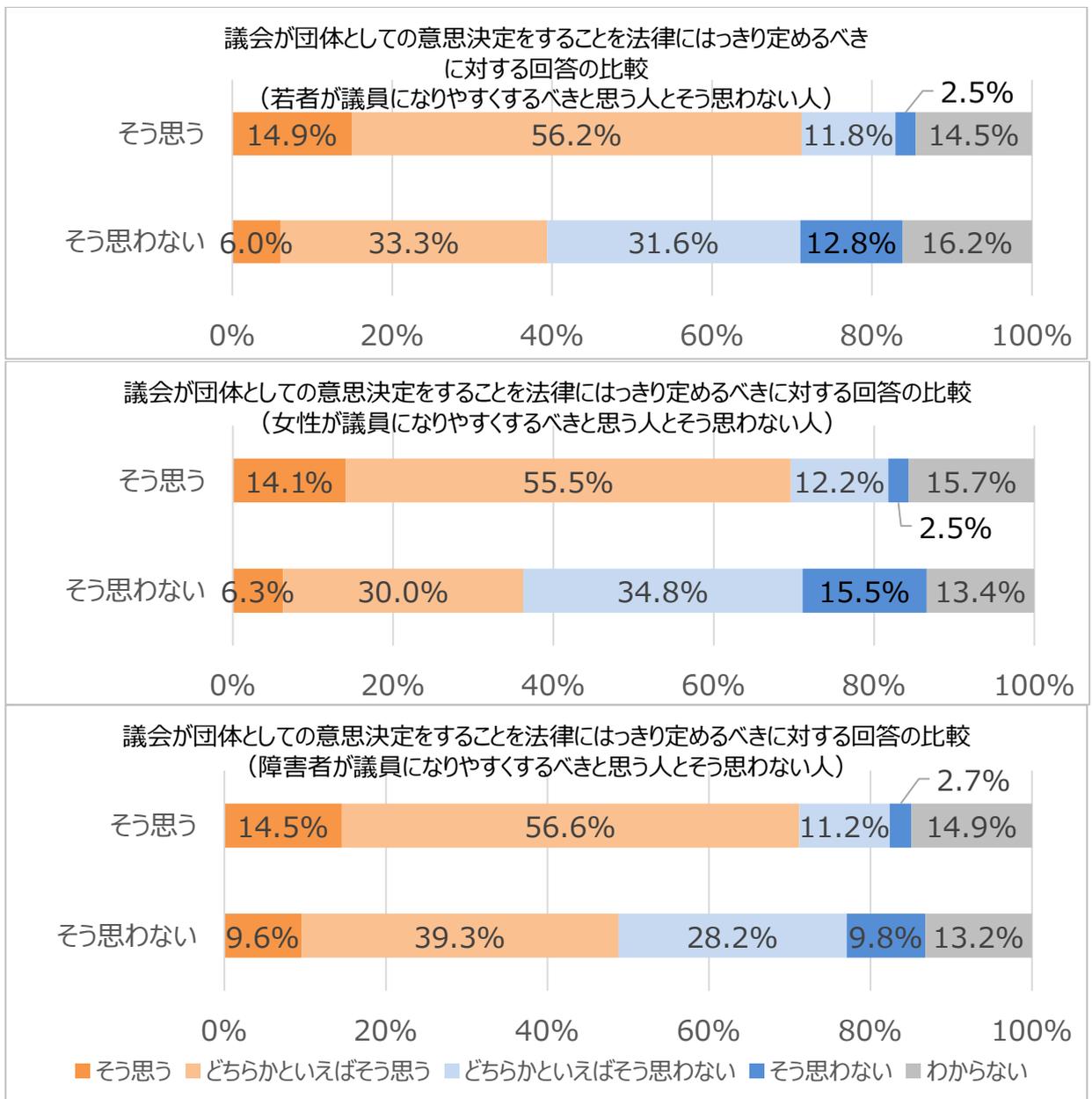
- ③ 議会の役割についてよく知っている人ほど、法律にはっきり定めるべきとする回答が多く、もっともよく知っている人では、約4分の3が法律にはっきり定めるべきと回答した。



- ④ 議会が団体としての意思決定をすることについて知っている人の7割以上が、法律にはっきり定めるべきと回答した。

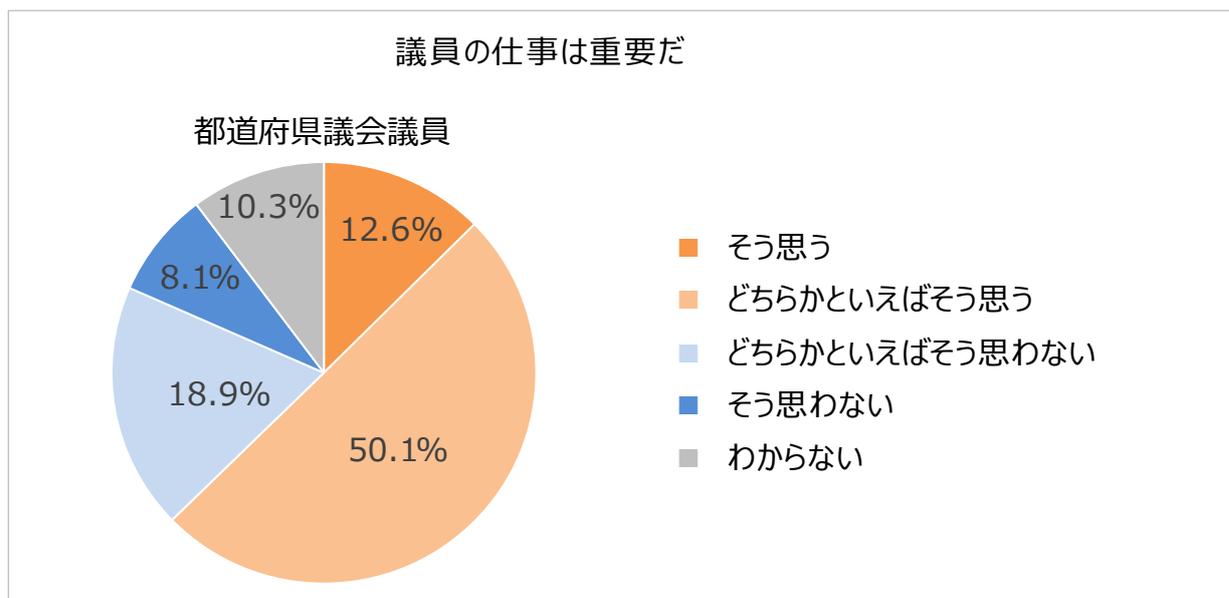


- ⑤ 若者や女性や障害者が議員になりやすくするべきと思う人の約7割が、議会が団体としての意思決定をすることを、法律にはっきり定めるべきと回答した。

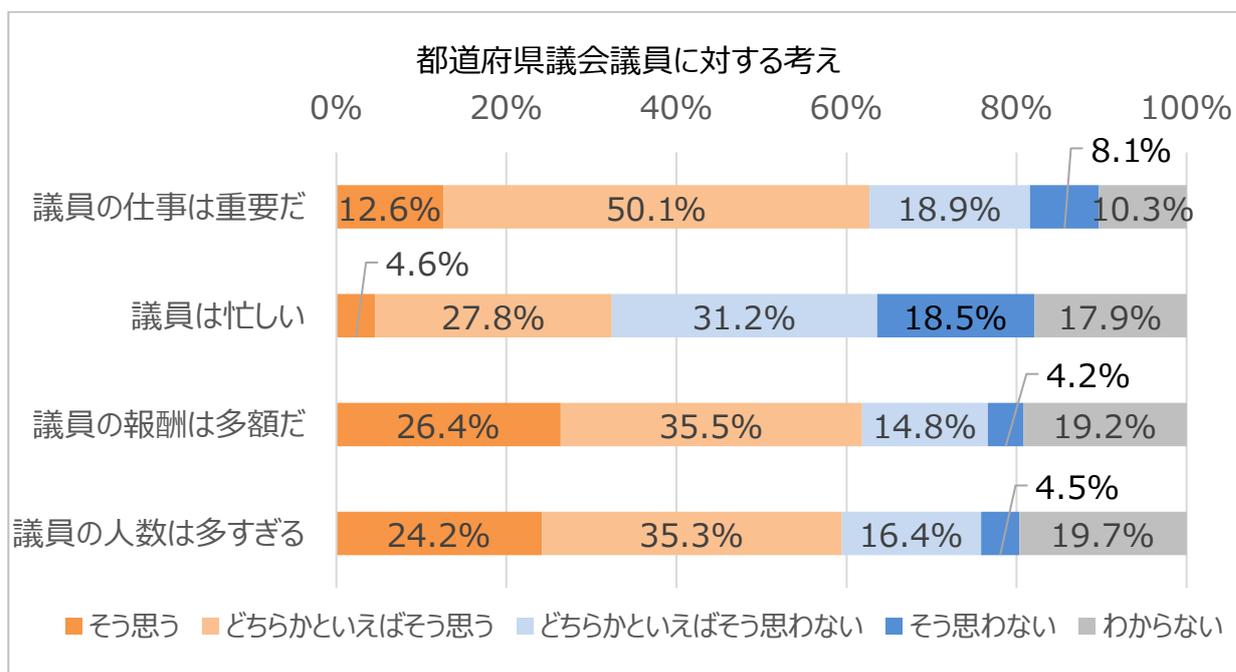


(3) 議員について

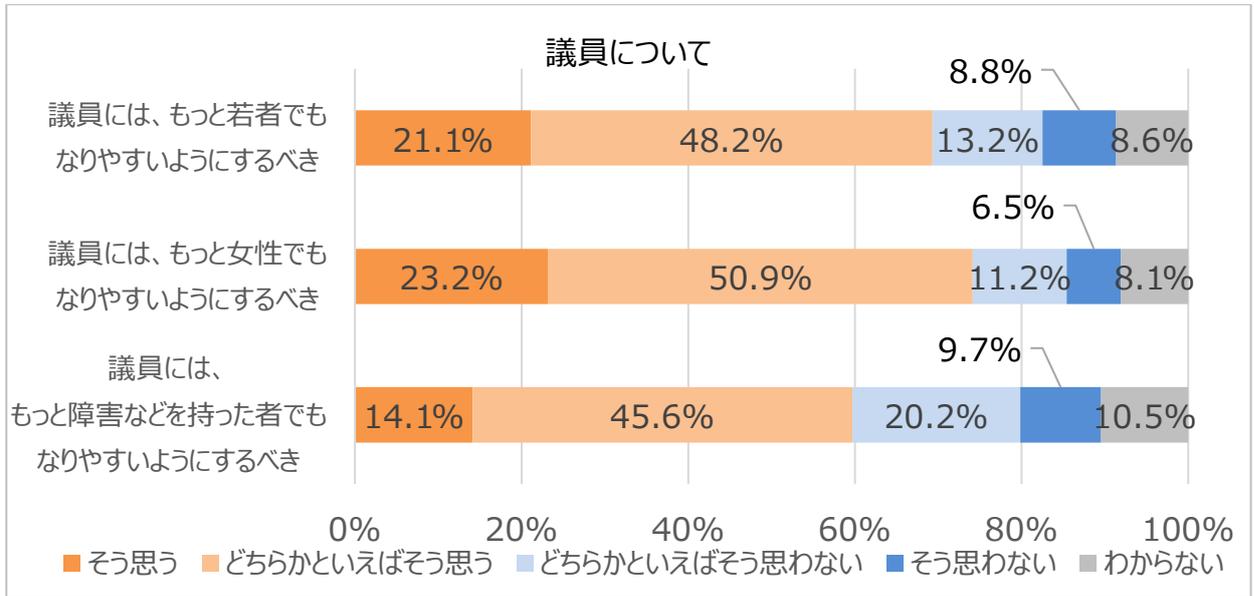
① 議員の仕事について、重要とする回答が6割以上だった。



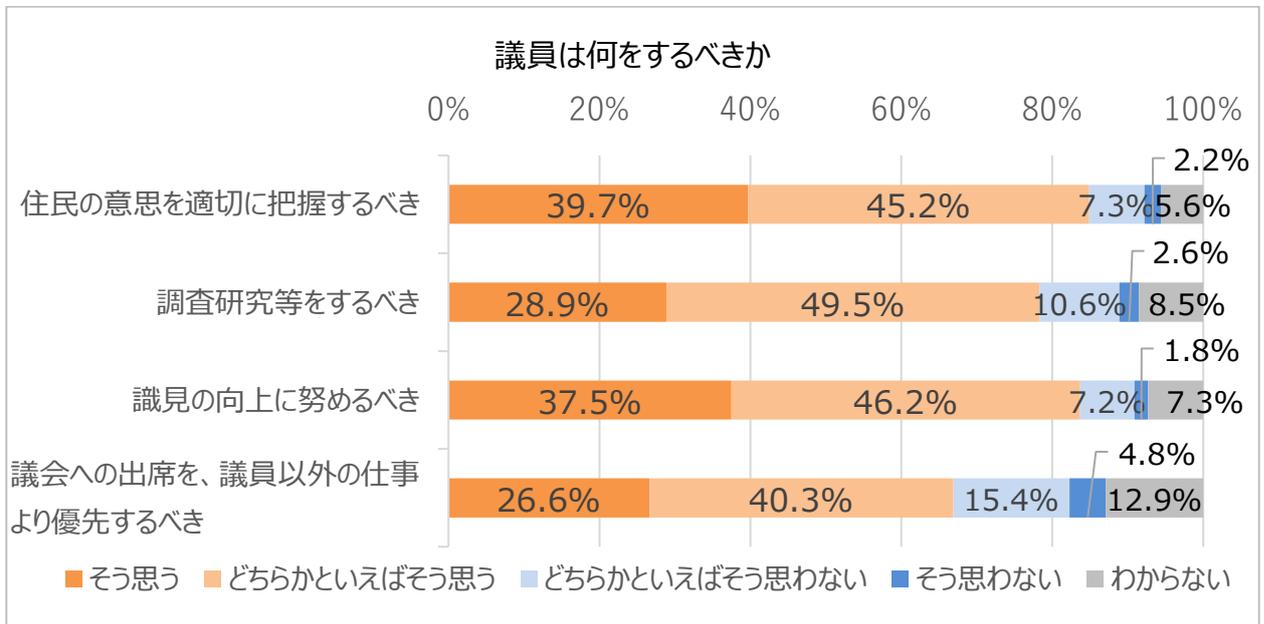
② 議員は忙しいとする回答は約3割にとどまり、また、議員の報酬が多額だ、議員の人数は多すぎるとする回答が約6割となるなど、議員に対する厳しい意見もあった。



③ もっと若者や女性が議員になりやすいようにするべきだとの回答が、約7割だった。また、障害者が議員になりやすくするべきだとの回答が、約6割だった。

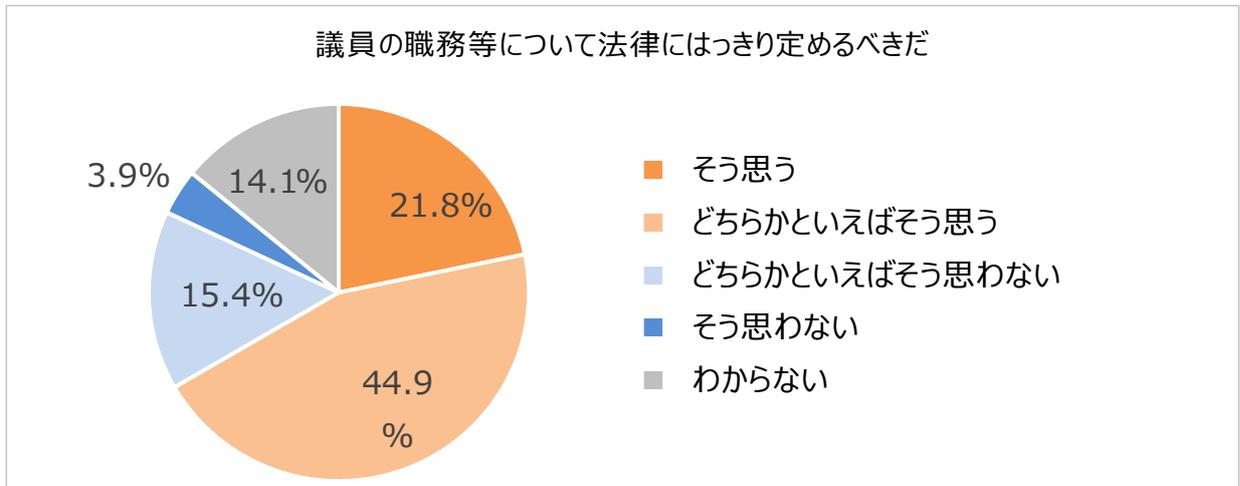


④ 議員は何をするべきかについては、①住民の意思を適切に把握するべき、②調査研究等をするべき、③識見の向上に努めるべきとの回答が約8割であり、④議会の出席を議員以外の仕事より優先するべきだとの回答も7割弱だった。

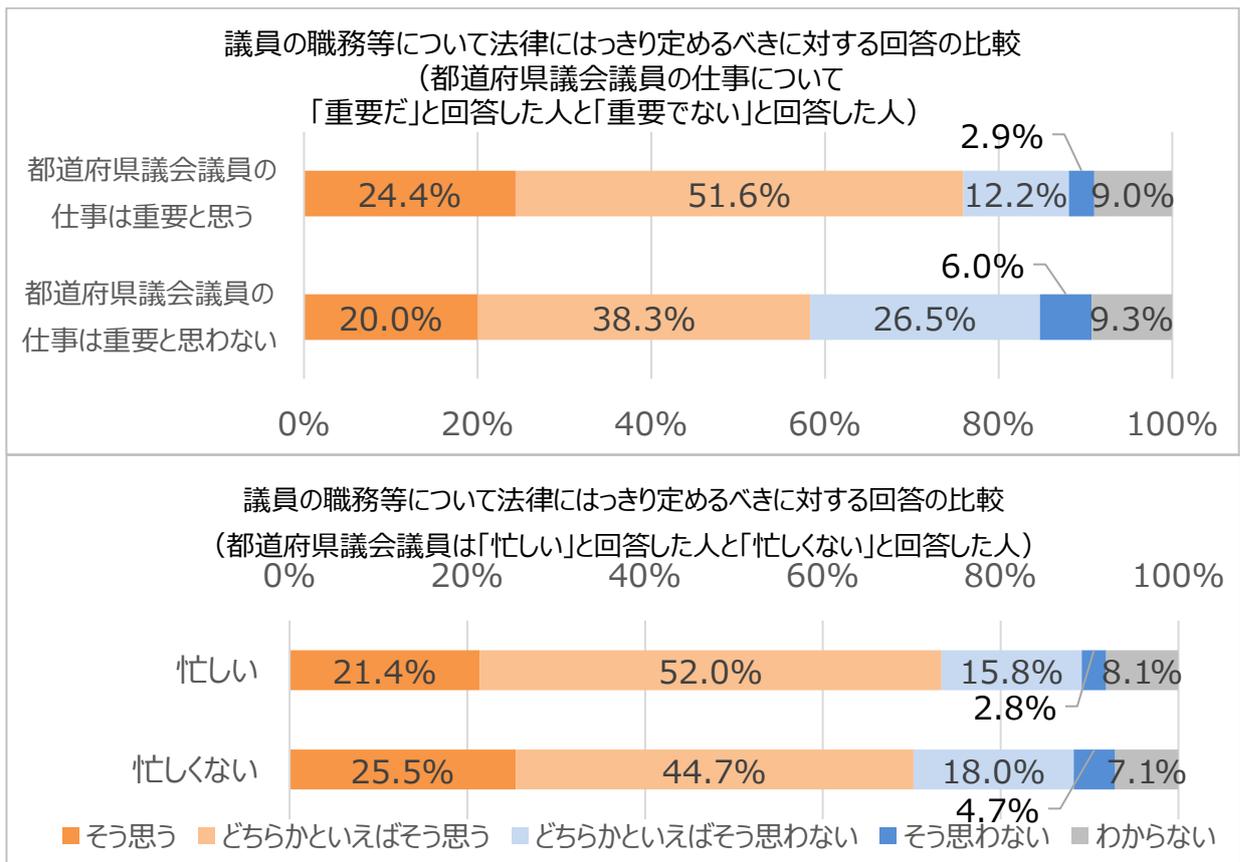


(4) 議員の職務等の法制化

- ① 議員の職務等については、法律にはっきり定めるべきとする意見が7割弱だった。



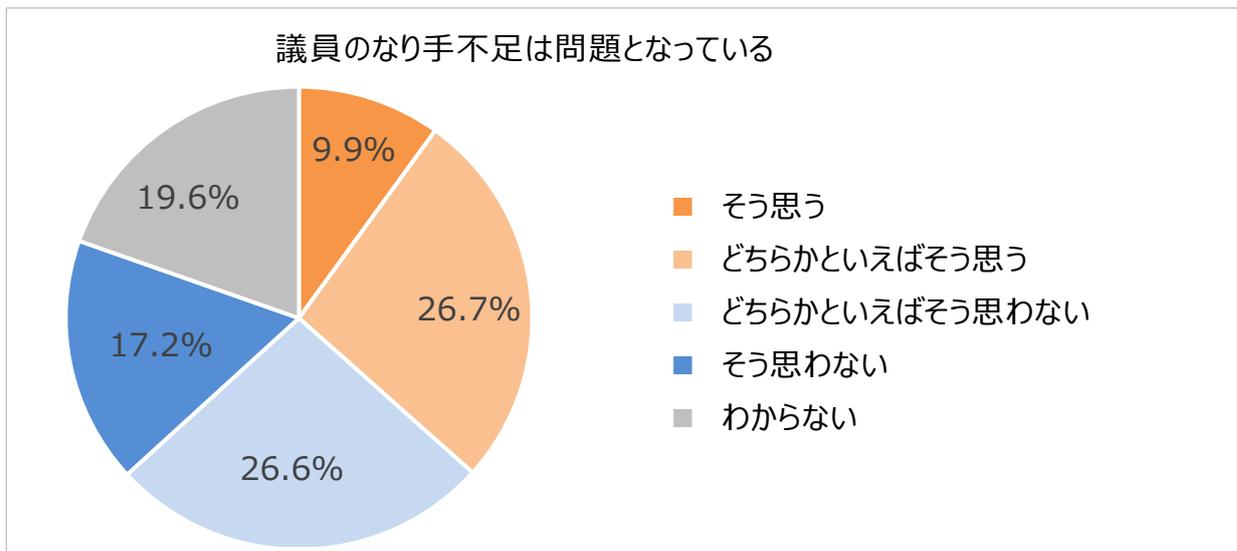
- ② 議員の仕事が重要だと考える人では、4分の3以上が議員の職務等については法律にはっきり定めるべきと回答した。一方で、議員は忙しくないと考える人も、約7割が法律にはっきり定めるべきと回答した。



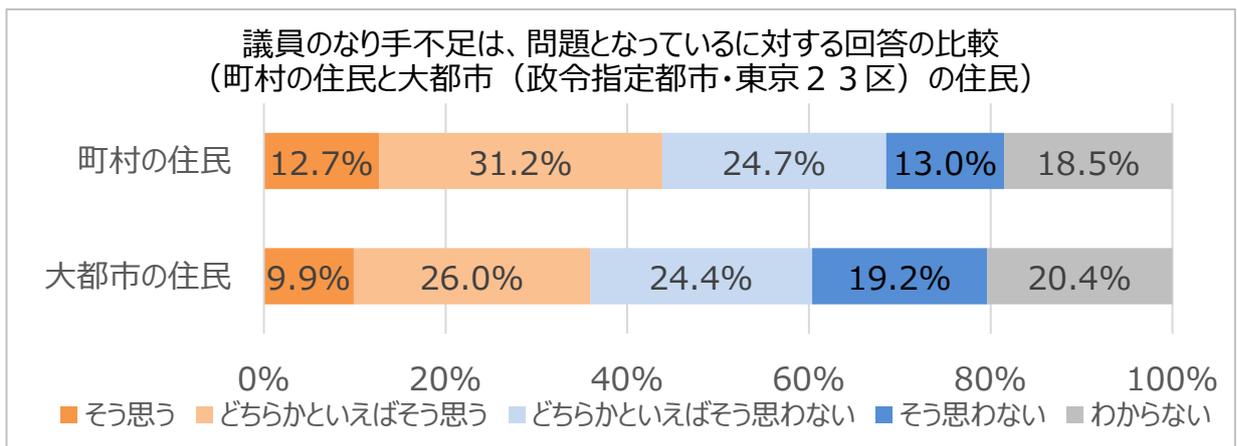
5 調査結果からみた議会の抱えるその他の課題

(1) 議員のなり手不足

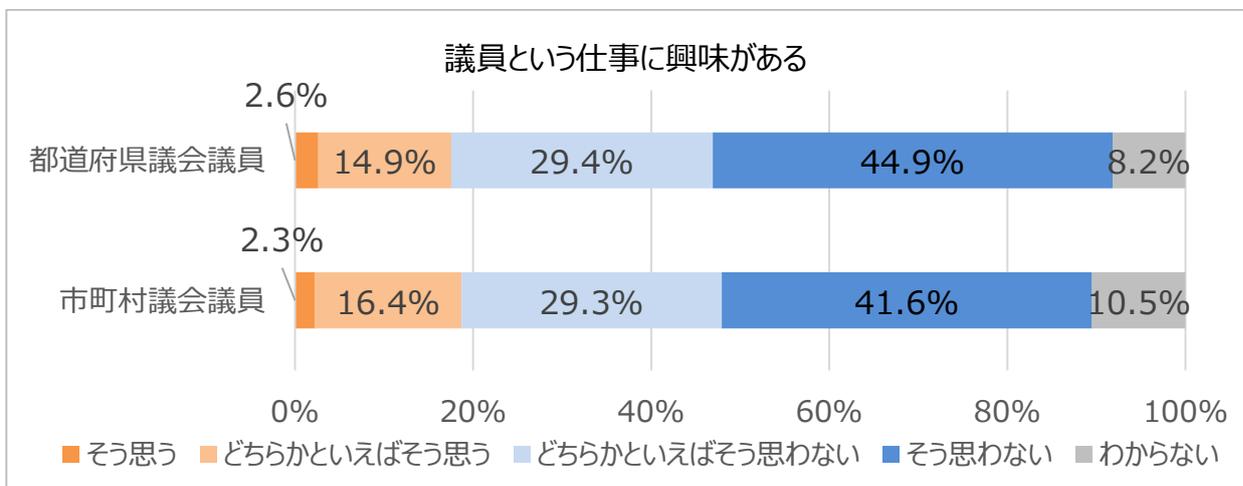
① 議員のなり手不足が問題となっているとする回答は4割弱だった。



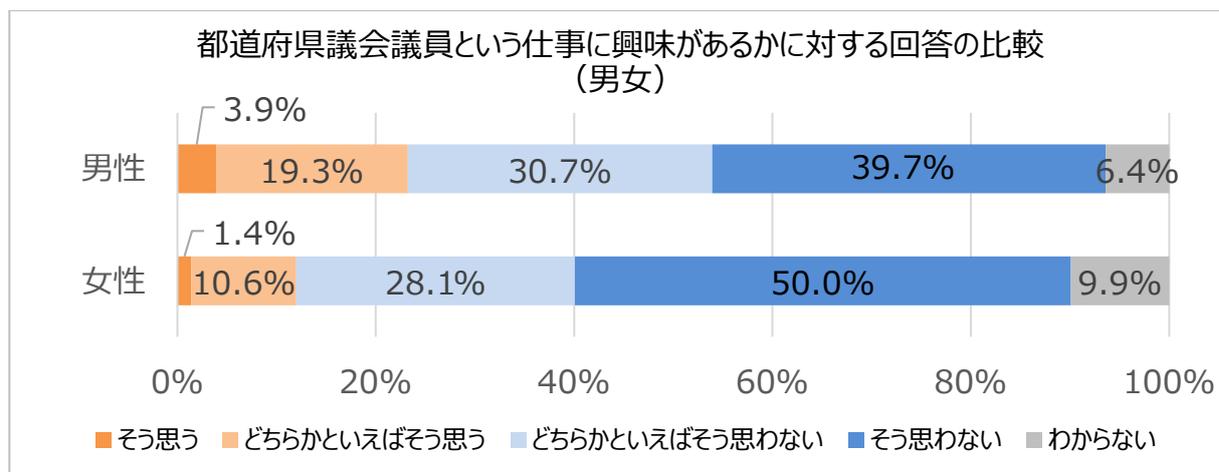
② 議員のなり手不足については、町村の住民では4割強が問題を認識していると回答しており、大都市の住民よりも高い割合だった。



③ また、議員という仕事に興味をもつ意見は2割未満となった。

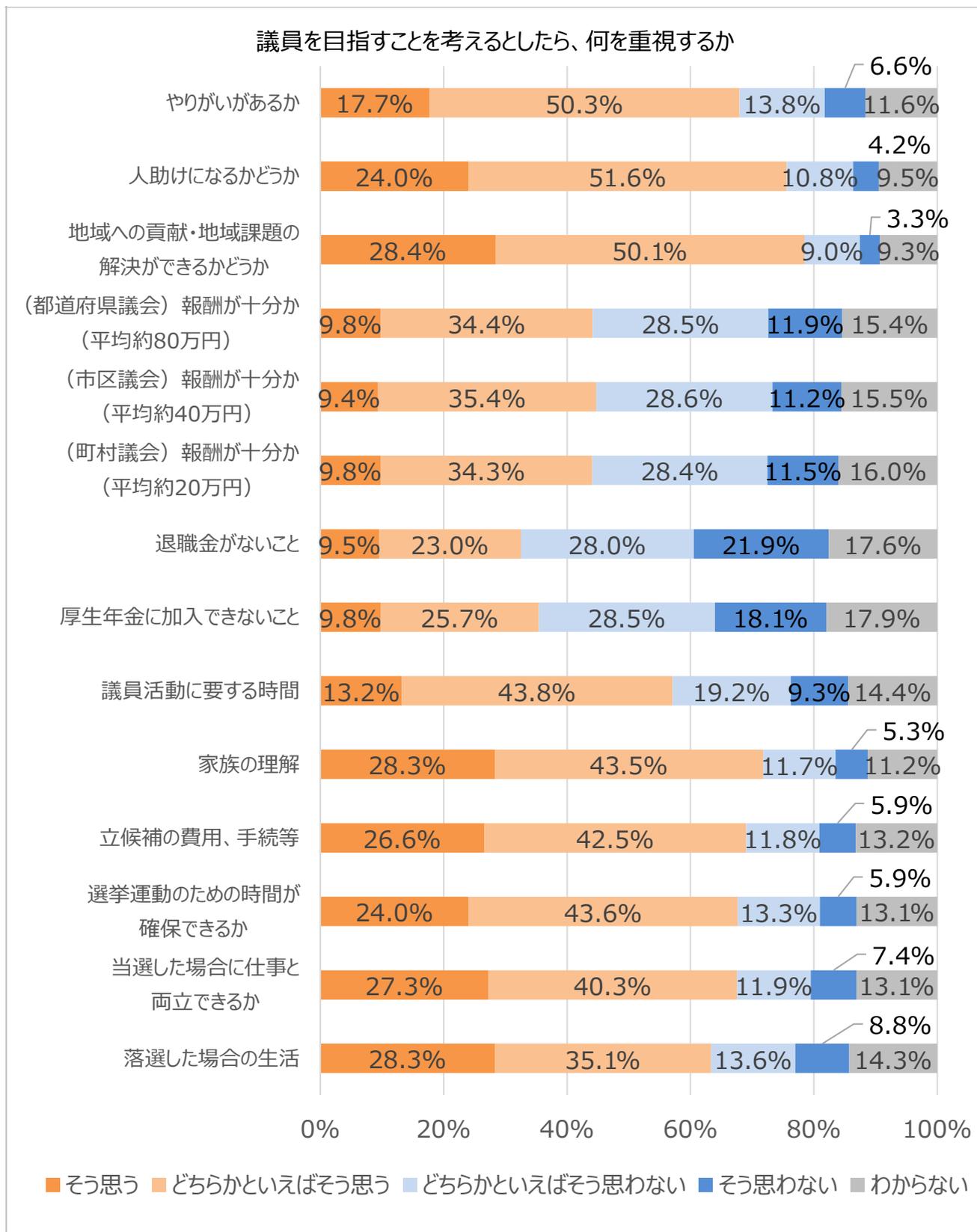


- ④ 女性では、議員という仕事に興味があるとする回答は1割強と、男性の半分程度にとどまった。特に女性について、議員という仕事に興味を持ってもらうことが課題であることがうかがえる。

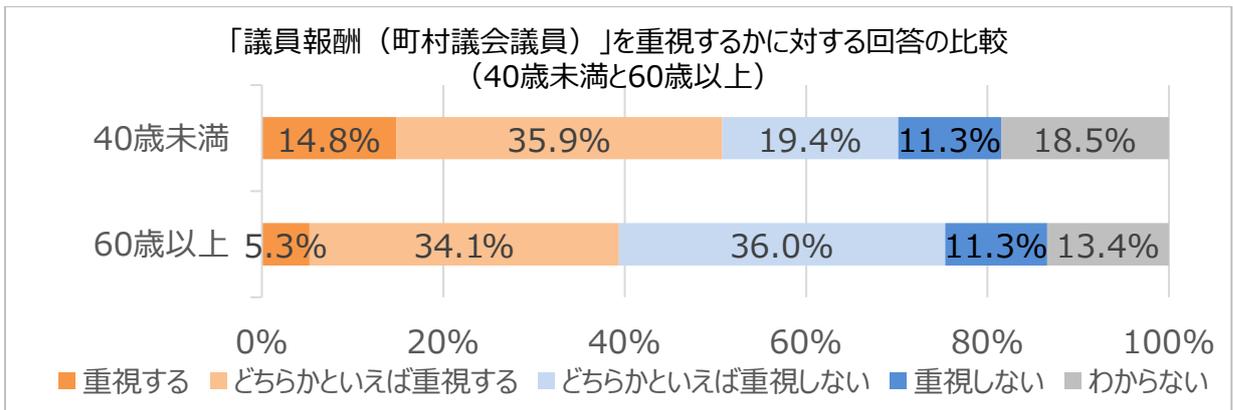


(2) 立候補環境の整備

- ① もし、議員を目指すとした場合に特に重視する課題は、「地域への貢献・地域課題の解決ができるかどうか」のような議員活動の効果や、「家族の理解」、「立候補の費用、手続等」、「選挙運動のための時間の確保」、「当選した場合の仕事との両立」についてとする意見が多数（約7割）を占めた。

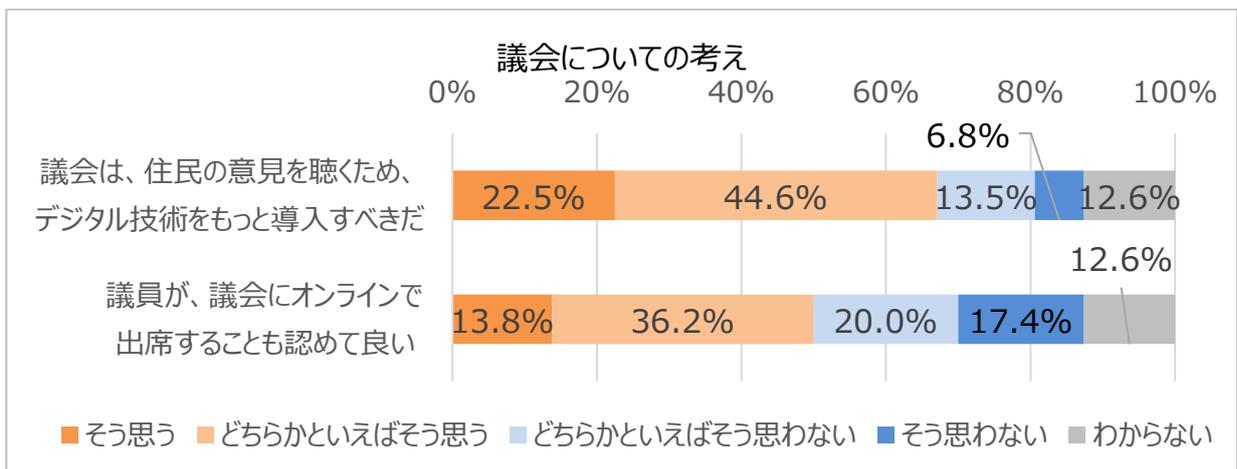


- ② 40歳未満では、「議員報酬」を重視するとする意見は半数を超える一方、60歳以上では、4割弱にとどまった。特に若年層の政治参画を促すためにも、報酬等の議員を続けやすい環境の整備が課題となっている。



(3) 議会のデジタル化

- ① 議会が、住民の声を聴くため、デジタル技術を導入すべきだとの回答は7割弱だった。



- ② 一方で、議員がデジタル技術を十分活用しているとの回答は約1割だった。議会のデジタル化の一層の推進が求められている。

